明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

每月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. XI. SEPTEMBER, 1903.
VOL. XVI.

監獄協會雜誌

明治廿一年五月創刊

明治三十六年

九月二十日發行

第拾六卷
第九號

監獄協會發行

第十六卷第九號目次

○會　說……（一　頁）
●都市監獄……（六　頁）
○論　說……小河滋次郎君
●雜感（前號の續）……印南於菟吉君
●女囚處遇論……（二一五頁）
○雜　錄……眞趣齋主人
●看守の職務……進藤正直
●拷問談（前號の續）……別天生
●早崎典獄より……（四一頁）
●建築材料其他の防腐法……（四六頁）
●犯罪人氣質……（五九頁）
●東京便……（六一頁）
○統　計……（六三頁）
●明治三十六年七月末日現在全國在監人員表……（六四頁）
●明治三十六年七月末日現在全國在監人員表……（五三頁）
●前表中外國人を國籍に依り區別すれば左の如し……（五三頁）
●明治三十六年七月末日現在全國囚人刑名別……（六一頁）
○雜　報……（六一頁）
（外數件）
○讀　譯……（六四頁）
●自耳義に於ける刑罰及監獄の組織の現況（外一件）……（六三頁）
○寄　書……（六九頁）
○漫　錄……（七七頁）
○會　告……（七八頁）
○論　說……（一　頁）
●英國の感化事業……久米金彌君
●所感（五月茶話會席上）……小河滋次郎君
●雜感（第四回教務講習所に於て）……同　人
○訪問錄……（四六頁）
●高屋監獄典獄の談……（五三頁）
○雜　錄……（五三頁）
●某典獄よりの來翰（八月五日付）……（六四頁）
●實質改良の障害は無宗教にあり……鳥取市國司周陽
●東京便……別天生
○統　計……（五九頁）
●明治三十六年六月末日現在全國在監人員表……（六一頁）
●明治三十六年六月末日現在全國囚人刑名別……（六三頁）
（外數件）
○地方通信……（六四頁）
●福島地方部若松地方支部主任……（六四頁）
○寄　書……井上三千三
●畑典獄の看守教養說に就て自己の所信を述て教を請ふ……（七〇頁）
（外數件）
○新著紹介……（七〇頁）

監獄協會雜誌第十六卷第九號
（明治三十六年九月廿日發行）

會　說

○都市監獄

今や輦轂の下に在る三監獄は各々獨立し其の拘禁囚を分類劃定して以て之を擔任し其管下に在る收禁囚に對しては各十二分の勇を鼓し改善感化の實を擧げんことを期するに至れり、事や監獄改良の初步に屬し今更の如く大言以て讃稱するは心中多少の靦色なきを得ずと雖も要するに治獄管理法の向上しつゝあるは疑を容れざる所にして此點に於て欣祝せざるを得ず

我邦文明の冠冕たるべき東京に於て先づ川越に幼年監を新設し八王子に女監を設置し或は市谷に窃盜賭博の初犯再犯の者を集め其他の囚人は悉く巢鴨に收容し各々遇囚の法育榮に中り以て帝都の犯罪を減少せしめんことを期したるを初めとし關西には神戸岩國九州には唐津に何れも幼年監を置て以て犯罪の卵子發育を防遏せむことを圖るが如き其の計寔に刑事政策の上より之を顧みて何人も急務且適切なるを感ぜざるはなし

斯の如く犯罪防遏に對するの企劃は愈々熟して着々進行しつゝあるは大に喜ぶべし、殊に帝都の三監獄は他の監獄に卒先して鋭意改善を遂行せんと欲するは誠にし、殊に帝都の三監獄は他の監獄に卒先して鋭意改善を遂行せんと欲するは誠に嘉みすべく曾に以て三監獄に典獄たる者の面目のみならず我國監獄事業の幾何の程度に在るかを代表し直に以て全豹を推すの好材料と爲り之が爲めに新進文明國の眞相を誇示するを得べきなり、之を外邦に視る帝都若くは首府の下に在る監獄は倫敦に於けるウォームウッド、スクラッブス監獄と謂ひ巴里の中央監獄白耳義の伯律悉監獄若くは伯林のモアビート監等悉く是れ摸範の名實を存し或は其實あつて名なきものたらざるはなし然るに彼歐洲に在ては獨り如上の監獄のみならず概ね都市の監獄は著るしく改良せられたるも深く國內小都の監獄に顧みなば依然として曾時の牢舍に異ならざるものありとは親しく踏査したる者より稔聞する所なり、彼等外人の我監獄を視るまた此目を以てし帝都三監獄を視て以て之を所謂我の摸範監獄と看做し其の他小都會に在る監獄は此下位に在る者との想像を逞ふするに至るやも圖られず、若し夫れ此の從來の三監獄を以て摸範監獄と謂はゞ同人諸子誰か能く其滑稽に對して笑を忍ふことを得るや否や

曾て東京の三監獄は警視廳配下に統轄せられたる當時に在ては殆ど刑の執行場若は拘禁所として視るを得べからざりし程に不規律極まれり、東京の如き犯罪者の多なる而かも異種多樣の犯罪人を構造不完全なる監舍に分類もなく收容したら

むには何人をして其局に當らしむるも蓋し當時の監獄より以上に在らしむること難きは無論なり、當局者は深く茲に省み分類收禁法を以て漸々として底止するなき帝都犯罪者の簇生を防遏せんことを試む、其策の當を得たるものたるや言を要せじ、唯夫れ將來理想通りに之が實績を收むるを得ると否とは專ら實務家の伎倆才識に依らざるを得ざるなり

將來の監獄は分類收禁法に依て建設されざる可からざるは謂ふ迄もなき事にして、此理想は遠く十數年前より同人の間に唱道せられ之が爲めに或は其の妨害たるべき地方費を脫し國庫支辨論を提起して終に斷行するを得せしめ、或は分類收禁法を以て犯罪の減省を得むことを社會に聲言したるの事ありたるは今尙同人の記憶に存する所なるべし、中央政府の計畫としては國庫支辨に繼ぐに分類收禁を以てすべきは理の當然にして蓋し何人も豫想し易き所たり、想ふに地方に在住せる實務家は其地の風俗人情物產工業等に精通せるが故に從て何れの地に女監若くは幼年監を特設せむ等の考案あるべく此點に於ては主務省は寧ろ一步數步を讓らざるを得ざるなり、然るに事の實態は之に反し主務省の計畫あるを待て始めて之に手を下すが如き有樣なりと謂ふ、予輩は先づ斯の如くして建設せられたるの幼年監若くは女監奏功の甚だ覺束なきを感ぜずんばあらず、中央政府の計畫は如何に巧妙を極むと雖も是れ眞の計畫にして直接に何等の効果あるべき筈なし、地方實務

家に於て熱心着實に遇囚の方法を講じ併せて出獄善後の計を立つるに非ずんば特別監は何の効もなく徒に押送費を增大せしむるに終らむ、他動的に監督官廳の指揮を待て始めて事を成ずと謂ふが如きは既に熱心の度に於て其幾分を冷却したるもの職務上止むを得ずして起つ者は多く後塵を拜するの徒たるを免かれず、主動的に其權限の範圍に於て特別監を形成し着々其圖に中り奏効の顯著なるものある に至らば終に主務省と雖も之を是認せざるを得ざるに至るべし、斯の如き熱心斯の如き企計は予之を地方實務家の手腕に籍らざる可からざるを信じ切望の情に堪へざる所とす、曾て主務省に於て諮問に附せられたる幼年監の如きも或は適切の計畫と謂ひ得べけむも此の他に於て尙一層適切なるものあるやも知らず、女監建設の如きは今尙公表せられざるものなり、想ふに實務家は此點に於て多少の思考あるべし、徒らに荏苒日月を經過するは監獄費國庫支辨の趣旨に反するは勿論政務怠慢の誹を受けむも亦免かる可からず、流石に東京は早く茲に着眼し大に面目を革めむことを庶幾するに至れりと雖も知らず東北中國九州等の所謂小都會を以て目せらるべき地及其附近に於ては如何の計畫ありしや、若し監獄改善を以て競爭事業と爲さば一日の長は慥かに東京に在りと謂はざる可からず、川越幼年監建設の日未だ淺くして奏効の如何を知る能はずと雖も親しく處遇の實況を目擊するに迨んでは將來の成績を卜知するに難からず、八王子女監も亦漸く本月に至りて開監せられたれば今尙工夫中なりとは雖も漸次予輩の理想に近きたるものにして從來より比較的に奏効し得べきを斷言して憚らず、分類拘禁は實に個人處遇根柢にして個人の諸般關係を省察して之が處遇を別異せむと欲せば先づ彼等囚人の年齡性情等に應じて分類を施こさゝる可からず。分類もなく雜然紛然たる異種多樣の雜草に對し剪栽培養各々其器に適せしめむことを圖るは勞多くして而かも眞個の個人處遇を施す能はず、幼年囚に特別なる處遇を要するが如く女囚にも特異の點あり、之れに吏員たる者をして各々特別に研究せしむれば愈々深ぐして其趣味を感悟し終に稀代の珍とすべき專門の能吏を得るに至るべく、また一面犯罪の途を塞ぎ、所謂君子國文明國たるの體面を全ふするを得む、予は近く分類拘禁法の輦轂の下に行はれたるを喜び尙一層進むて都會各地に特別監の建設を希望し併せて必ずしも中央政府の獻立に依らず寧ろ主動的に進むて之が經營に着手せられんことを我先鞭に囑す（訓天生）

人心易レ偏。氣習難レ化。君子因二好事一上二不レ覺乘レ快偏了　　商　軒
異端不レ息。由二正學之不明一我儒。則彼清繰無二自矣　　東　藥

論說

○雜感（第四回教務講習所に於て前號の續）

小河滋次郎君

御承知の通り各監獄に於きまして毎朝司獄官會議なる者を開いて居るのであります、此司獄官會議には各地到る所成るべく臨席致しまして其實況を見且つ不完全な事其他私の感じました事を自分で會議日誌に記入して置いたのでありますが、申すまでもなく司獄官會議の性質は詰り此犯罪軍に對する戰爭の司令幹部になるべき所の機關でありまして、即ち參謀本部になつて所謂作戰の計畫をする所が即ち司獄官會議である、總て遇囚其外監獄行政に關する重要なる事柄は典獄が責任を持つて居るのでありまするけれども、ナカ〳〵一個の頭で完全に遇囚をすると云ふことはむつかしいのであつて、多數の司獄官の力に依つて其働をしなければならぬ、即ち其働が作戰計畫となり而して適當の遇囚をするとなので最も必要な機關でございまして殆んど一日も司獄官會議がなければ遇囚の機關は運轉を停止すると云ふ程のものである、之を利用すればする程遇囚の宜きを得る譯である、所が段々實驗しまする所に依つて見まするとまだ充分に司獄官會議の意味が了解されない爲めでありますか、或は形式に流れて居り有つても無くても宜いやうな風で、其しきに至つては司獄官會議が食堂會議となつて、食事の傍らに相談する所が即ち司獄官會議であると云ふやうに輕るく見られて居るやうな所が所に依つてないでもない、監獄行政事務の最も必要な仕事は此司獄官會議にあるのでありまして、外國などで監督官廳から巡閱官などを派出する場合に當りまして、巡閱官が一番重きを置いて居るのは此司獄官會議であります、巡閱官が司獄官會議に臨席致しますれば其監獄に於ける遇囚の實況は殆んど實際を見ないでも司獄官會議の模樣に依つて測り知ることが出來る程でありまして、司獄官會議に列席して各官吏が囚人に對してどれ程の注意を爲して居るか、即ち個人的の關係を審かにして居る程度如何、隨つてそれに對する所謂遇囚の方法がどうなつて居るかは司獄官會議に於て悉く知ることが出來る、又監獄官吏の行刑に關する智識如何を卜することが出來る、司獄官會議の完全に出來て居る所でございますれば必ず其所に於ける遇囚は適實に行はれて居る、司獄官會議の不完全なる所は即ち其列席して居る人が囚人の個人的關係に付て智識を持つて居らぬ、折角席に列しても一の議聲をも發することが出來ないやうな者が官吏中に一人でもあつたならば其監獄に於て適實に遇囚が出來て居らぬことが斷定せらるゝのでありまして、司獄官會議の狀況如何は其監獄に於ける遇囚の適否奈何を卜することが出來るのであります

す然るに九州地方などの司法官會議の模樣を見まするに、尤も所に依りましては典獄が適切な訓示を頻々司獄官會議に於て下して居るやうな所もありますけれども多くは唯一つの行狀勘査會たるに過ぎないやうな有樣である而も其行狀勘査なるものは寧ろ入監者に重きを置かずして出監者に重きを置く、司獄官會議の議題の重もなる者は明日なら明日明後日なら明後日放免すべき所の囚人に就て其個人の狀況奈何改悛の有無を觀察するのが殆んど司獄官會議の主たるもののやうになつて居ります、無論出獄者に對して其監獄に於ける行狀の如何に依て改悛の有無如何を判定することは必要なる事柄でございまするけれども、寧ろ其個人的關係を審かにすると云ふことは入監の際にしなければならぬのである、入監の際に唯書類に依つて其個人關係を審かにするのみならず、一々入監者を司獄官會議に引合せまして、其所に列席して居る敎誨師始め各課長看守長などに紹介して、其人格に依り又書類に依つて精しく個人的眞相を看破するやうにしましてさうして、其看破し得た關係の事を土臺にして在監中の處遇の方法を定めるとをしなければならぬ、所が入監の際は殆んど唯作業の指定であるとか監房の指定位の評議に止まり、而も其個人に直接するのでなくして、醫者が身體が强と云へば强役に就け又犯數が初犯とか罪質が重罪とか云ふとそれに依つて監房

獄の心得が間違つて居る、併し此場合に於て私共が始終感じた事でありますが、成程教誨師の方は能く其個人關係を審かにして在監中の行狀作業の勉否等に依つて適當に判定を下される向もありまするけれども、併し殆と十人が八九人までは教誨師の提議は改悛の狀なしと云ふことてある、又改悛の狀なしと云ふ方てあると各監獄官吏が殆と一致するのてある、稀れに教誨師の方から改悛の狀ありと云ふやうな判定を下される場合にあつては多く異論が出ると云ふやうな有樣てありますが、併し教誨師の方では能く其狀況を觀察されて居りますからそれに依つてまするのて、恐らく其判定に誤りはありますまいけれども、多くは改悛の狀判定されるのて、恐らく其判定に誤りはありますまいけれども、多くは改悛の狀がないと云ふ判定てあつて、若し教誨師の方から改悛の狀ありと云ふ場合に於てある偶發犯者てあると云ふことを口走りたがりまして、唯是を口に言ふ丈ならば宜うございまするけれども實際の扱に於ても其輕忽に判定した累犯者なり偶發犯者なり初犯習慣犯と云ふやうな名稱を土臺に於て扱を異にすると云ふやうな傾を生して參りました、此點は大に私共遇囚の上に於て憂慮して同僚を警戒して居る所てありますが、成程學問の上から申しますれば色々の分類にならう或は先天的てあるとか或は一時的てあるとか種々な分類があるのでございまするけれども、是は純然たる學術の範圍に屬すべき事柄てあつて、等しく囚人を改良感化してやらなければならぬ、再犯から救ふて再び犯罪に陷らぬやうにしてそれに依つて犯罪を減少し若くは再犯を防遏することは効能があるとして努めなければならぬことてあつて、其目的を達する上に付ては殆と眼中に習慣犯とか或は偶發犯とか云ふ區別は置かなくても宜いのてある、又殊に教務の當局者などの御覽になりましたならば、あの類別なるものは大變此監獄遇囚の活用を爲す上に於て有害のものてあると云ふ御感じを持たれるてあらうと思ふのてあります、併し何んぞ知らむ其類別の風潮に教務當局の方自身が幾らか引込まれて居られるやうな感じを私は持つ、即ち累犯者てあると多くは改悛の狀なしと云ふ風に判定される、改悛の狀ありと判定を下されるのは多く初犯の者てある、即ち教誨師の頭の中には初犯なるものは改良し得べきものてある習慣犯者は改良し得べからさるものてある、少くとも容易に改良することの出來難い者てあると云ふ先入が幾分か主となつて居る影響てはあるまいかと云ふ感じを持つのてあります、縱令習慣犯てあれ累犯者てありましても、教誨師の力を盡される上に付きましては、却てさう云ふ者を改良感化して犯罪から遠からしむると云ふことに付て初めて力が顯れると言はなけ

ればならぬ、それも僅か一ケ月か二ケ月の短期でありましたならば之を改良感化することは其力の能はぬ所でありませうが、縱へ累犯者であつても三年なり五年なりの間拘禁して、而も日々之を適當に扱はれて居るならば其効果がどうしても顯れなければならぬ、又顯れるやうに無理にもしなければならぬので、唯累犯者であるから改悛の狀なしと判定を與へられるは幾分か自暴自棄にモウ往かぬものであると云ふて捨てられる結果ではあるまいかと云ふ感じを持つのであります、さう云ふ種類の者こそ大に力を盡して改良感化して、先づ教誨師としては其實任の上からも改悛の狀ありと云ふことを成るべく多く判定されるやうにならなければ、どうも教誨の力が一向顯れないと云つても宜いので、累犯者であるから改悛の狀なしと云ふやうな判定を千遍一律に下されると云ふことは、どうもまだ教誨が活きて働いて居らぬ證據と外思はれぬのであります、それから隨分諸君の御判定と他の職員の見る所と異なる場合が澤山あらうと思ひます、諸君が改悛の狀ありと認められた者であつて、多數は是に不同意を唱へて其結果遂に改悛の狀なしと判定される者もあらうし、又諸君が改悛の狀なしと判定せられて多數の意見が改悛の狀ありと云ふことで遂に其方に決定することもありませうが、此結果の見へないと云ふことは甚だ殘念である、唯勘査會の時に改悛の狀あり狀なしと云ふことを決定した儘であつて其以後に於て果して再三入監して來るやうなことがあるかないか、教誨師の見る所が是にして他の官吏の見る所が間違つて居つたか、何れが當つたかと云ふことを後に監督する方法が一つ出來なければならぬのでありますが、此方法は何所に於ても見ることは出來ないのである、兎に角諸君の見る所が是なるや他の職員の見る所否なりやを後に知り得らるゝことを講ずることが最も必要であらうと思ふ、少くとも此判定を下す場合に於て私は各地に於て勸誘を致したのでありますが、若し此多數の看守長の意見が教誨師と違つて其多數に依つて典獄が判定したと云ふ場合に於ては、必ず多數の意見が教誨師の意見に反對して居つたと云ふことを明記して置くやうに致したいと云ふことを申して置いたのであります、と云ふのは實際改悛の有無は教誨師の殆ど專門的職務になつて居るのでございまして、言はゞそれに付て他の職員が容喙することは出來ないと云つても宜い位であつて教誨師の見ることが標準になつて他の意見は殆と參考に聽く位のものであるべき筈である、夫故に此行狀勘査などの場合は勿論賞票をやるとか云ふやうな總て賞罰の關係に付て典獄が決定を爲すに場合に、若し教誨師の意見が反對でありました時には多數で決しても其反對であつたと云ふ意味は會議錄なり其外のものに後に分るやうに特に記して置くやうにと云ふことを私は注意して置いた次第であります、又此處罰などの判定を爲す場合に於て悉くとは申しませぬが、動もするとどうも教誨師の方が他の看守長や看守の意見に

雷同せられるてはないかと云ふ感を持つことがある、敎誨師としては飽くまで自分の見る所に依つて公平に判定せらるべきでありますが、縱令へば看守長が犯則を告發しまして典獄の裁定を仰ぐに當つて、彼の懲罰表の欄に初めに犯行及意見と云ふことが御承知の通りありますが、あの犯行及び意見と云ふのはどう云ふ事をしたと云ふ事實は看守長が報告するのである、事に依ると看守長の報告中に處分されむことを望むとか、甚しきに至つては處罰あらむことを望むとか書添へて居る所がありますが、あれは間違つて居るので、看守長が記入するのは唯どう云ふ犯則があつたと云ふことを有の儘に記入すれば宜いのである、又意見と云ふのは敎誨師丈に適用するので、其事實を判定する前に敎誨師の方に廻て敎誨師が平素の性質なり個人關係を審かにして居るから其犯則は如何なる關係の下に生したかの事情を取糺しまして夫れに依つて、成る程犯則の事實はあつたが平素は斯う云ふ人間あり斯う云ふ動機の下に犯則に至つたのであるから或は之を寬大に處分するとか不問に附して貰ひたいと云意見を獨立して敎誨師が記載されべき性質のものである、所が今申したやうに看守長も多少意見がましいやうな報告をして居り又多くは敎誨師の御記載になる事柄は千遍一律殆と宗敎心なく改悛の見込なき者であると云ふ判定が多い成る程犯則でもする奴だから宗敎心の薄い奴である、平素持除し者には違ひないが、併し矢張記載されるに當つて幾分か先入主となりて、既に犯則したのであるから不都合の奴であると云ふ斷定の爲めに敎誨に服膺の念なき者であると云ふ記載をされるのではないか、詰り懲罰表などを見ると殆と千遍一律敎誨服膺の念なきを認むと云ふ記載であるのであります、而して其人間が或は三四回懲罰を重ねました後に於て、無論監獄醫なども無責任の話である、に自分が診斷して投藥して藥の瓶を傍へ置かしめて居る人間に對して或は既現に精神病であると云判定をした者に向つて尙ほ懲罰の際に身體精神異常なしと云ふやうな判定をして居る所も往々ある、是は單り敎務當局の御方を責めるのみならず監獄醫の中にもさう云ふことがあるどうも監獄醫敎誨師各々獨立の職權を持つて御居てにも拘らず、處罰或は賞譽に付て多數の意見に雷同すると云ふか先入主となつて判定されるやう傾のあるやうに見受けるのであります、而して今の通り敎誨服膺の念ないとか判定せられて二三回も懲罰を重ねて居る者が遂には純然たる精神病者であつたと云ふことを後になつて發見されるに至つたことが少くない隨分澤山見受ける所である、縱令精神病と云ふことは醫者の職務專門にのするとでありますけれども、敎誨當局の方にしても此精神狀態は果して病的であるや常識の缺けた所があるやを否やと云ふ所謂心的作用の關係は縱令醫者の眼でなくとも所謂心理的の觀察から判定が下されると思ひますが、どうも其注意の缺ける所があるやうに往々にして見受けたのであります

（未完）

○女囚處遇論

印南於菟吉

女囚問題の同人間に冷眼視せられたるや久し、女性は男子に比し大に其情性を異にするを以て從て之が處遇の上に就て變更斟酌を要すべき點尠なからざるは無論のみ、若し眞に之を研究せむと欲せば到底男性の力の逮ふ所に非ず、女囚問題は獨り女性之を能くし吾人の喙を容るゝの限りに非ずと雖も、曾て同人間女囚處遇の如何に懸念したるものあるを聞かざるのみならず且又近時漸く女監の設立に遭ひ將來多少女囚問題の當局者間の念頭に昇るべきを想ひ此際平生信ずる所の卑見を吐露するはまた予の責なるべきを信ず

想ふに多少女囚管理に經驗を有する所の者は何人と雖も女囚改善の至難なるを感得せざるものなかるべし、婦人は精神上及身體上男子よりも屈弱且感覺的なるが故に一たび誤て墮落の淵に陷りたる者は之を救助すること男子よりも難く加ふるに社會の組織は一面男子に重く女子に輕きを以て一層感化歸善の途に於て困難を告げざるを得ず、是れ實に墮落婦人救濟の任に在る者の等しく承認する所なり殊に社會の下層に沈淪したる墮落婦人は概して殆ど眞民の婦女と其性情を異にし無敎育にして粗野なるの點は著るしく精神を麻痺し人をして到底訓練する能はざるの感を抱かしむ、加之無敎育は一面に於て感情の發達と卑陋の性質とを混和し來つて强暴偏狂魯鈍執拗感情の偏曲等を現出し一層改善感化の至難を覺へしむるたる者あり、尙一層甚しきものは之に加ふるに男性と不正の交通を遂げ其貞操を害したる徒にして神心悉く腐敗墮落し社會何の恐るゝ所なく何の羞づる所なく野卑賤陋の態度を採て橫行跋扈し毫も憚る所なし、此輩に在ては殆んど改善の無能なるを感知せしむ、曾て歐洲に在て多年間女囚を管理したる經驗者は此點に於て嗟嘆して曰く予は酒色沈湎の男子にして改善感化したる者の多數を見る敢て珍とすべきに非ずと雖も而かも此種の婦人にして改善せられたる者未だ曾て之あるを聞かずと亦以て女囚中恐るべきは彼密賣淫の徒に在るを知るべきなり、要するに婦人中身神の成熟したる者は概して男子よりも改悛を促成せしむること頗る難きは經驗者の治く證言する所とす

斯の如く社會下層に在て不眞の生活に成育を遂げたる墮落婦人は之を一面より視れば殆んど天性的犯人と目するを得べく其性質は本然より勞働者及中層以上の婦人と全然差異あるが如く思はしむる者なきに非ず、先づ之が改善を期待せむと欲すれば第一に公平無私の待遇を以て嚴正なる規律の下に服從せしめ國權に抵抗する能はざるの感念を融發せしむるを要す、第二には生產的作業を科し彼等を訓練し彼等を慰暢するに在り、一定の科程に依り絕へず筋肉を勞せしむるは曾に以て

勞働の神聖を敎ゆるのみならず精神の偏狂感情の鋭敏を和け其科程を終了したるときは謂ふ可らざる一種の快樂を享受せしむ、尙此の他以上の二要求を充すと同時に敎育訓練を與へざる可からず、曾て胃頭に於て述べたるが如く彼等の無敎育は墮落の根原にして男子より改善の方法困難なりと謂ひしは即ち此點に在るを以て敎師の熟練と信切及堅固の志操を以て之に臨まば改善の動機茲に發して終に一個の良婦たると必ずしも望なしと爲さず、讀書の風習は彼等無學の者に在ては苦痛たるを免かれずと雖も之を强制し之を訓導するに迨んでは獨り智育の發達を見るのみならず改悛を促成すべき道德感念の發揚を見るを得べきなり、女囚を改良するに外ならず、然りと雖も世俗人情は往々婦人に對して規律の寬容を認めむとし、勞作の不適當を唱道し若くは敎育の無能を說かむとするの傾嚮なきに非ず、男囚に向て施爲すべき感化上の要件は悉く之を女囚に適用して可なり、唯多少之が施行法に就て斟酌を要すべしと雖も大體の要綱は之に外ならずと知るべし

先づ如何なる點に於て男女囚其處遇を異にすべきやを知らむと欲せば婦人の特質社會上に於ける位地等を觀察せざる可らず、男子に比し特に婦人の無敎育なるは一般の狀態にして理性に疎く感情に敏に一朝神經の激發するに當てや之を抑制するに由なく情熱の燃ゆる儘に放任し去るの外一の判斷を加へず、偶々人あつて理性の如何を說くも容易に納得せず或は納得するも感情の趨る時に際しては情緖亂れて絲の如く紛糾錯雜之を解く能はざるを常とす、此性癖を改善せんと欲せば即ち敎育に依るの外なく敎育は文字を知ると共に智能を開拓し倫理道德の如何を知り加ふるに敎誨師の熱心なる信仰力に依り宗敎加護の法を說かば心性の上に至大の影響を與ふべきや必せり、或は以て女囚敎育は二十七八歲以下に限るべしとの制限を設けたるの實例曾て外國に存したりと雖も敎育の如何は必ずしも年齡に依て拘束するを要せず、三十歲內外と雖も敎育の必要ありと認めば之を加ふるを妨げず、事實二十歲以下の者に有效なるは言ふ迄もなしと雖も亦究屈に制限を施すに及ばざるものと信ず、但し授學時間の爲めに作業時間をも短縮するが如き結果は成るべく之を避くるの注意あるを要す

嫉妬の念も亦彼等婦人の特質にして他の成業を忌み或は品行優等の故を以て上級に位するを嫉み時としては陷穽排擠せむとを試むるに至る、此性情は洽く女性間に通有せる所にして彼の古來女人成佛を爲す能はずと稱して磐若像を畵き凄然人をして神慄せしむるが如き或は蛇を以て女性を象るが如きは皆是れ其嫉妬心の深きを示したるものにして寔に此示現の如く彼等は己れの上位に在る者を摸倣せむとはせずして之を陷穽せむとするなり、此性情は女囚管理者の常に深く留意すべき所にして其處遇法としては確然公平無私の態度を採て彼に偏せず是に黨せず待遇の上に就て一分も邪推の念を抱かしむるの餘地なからしむるを要す、而して之に加ふるに愛情即ち同情心を以て彼等を處遇し、身躬ら愛情の結晶體と爲つて時に彼等を慰和し彼等に奮勵を與へ彼等に赤心を示し惟一の保護者と爲つて陰に陽に庇護介保を努め彼等をして眞に倚るべき慈母たるの感あらしむべし、斯の如きに至るべきなり、同情心ある婦人は則ち嫉妬の念なき者にして此心は能く万般の婦人より生ずべき惡德惡行を杜絶し所謂己れの欲せざる所人に施す勿れの仁恕あつて毫も其間犯罪の起るべき餘地なきのみならず、賢母良妻と爲つて世に立つの基たるべきものとす

愛情は實に婦人の特性たり、愛の手を以て一び握れば家庭茲に治り子女之が爲めに活躍す、愛の涙を以て一び灑かば百萬の貔貅起て武夫身命を拋つを厭はず、西醫に女子は天使なりと謂へるか如く愛を現はさんとせば清楚柔輭なる婦女を畵くを以て見るも佛の地藏尊は愛即ち慈悲を現はすの婦容たる化身を以て見るも愛は婦德たるを想像するに難からず而も如何に邪惡に老けたるの婦人と雖も其衷心を探り來れば一點の光明即ち愛の焰を見るを得べく決して全く之を喪失するものに非ず、此の螢の如き焰をして烈火の如く燃えて同感同情の念を發達せしむるは治獄者の須臾も忘る可からざる所なり

彼等女囚の愛なるもの多くは偏愛にして眞正の愛なるものを解せず、唯漫に兒女の求めに應じ其意を滿さしむるを以て愛と爲すが如き是なり、清くして神聖なる愛は決して劣情に非ずまた他人の意を滿足せしむるの謂に非ず、愛の權化は即ち宗教の神にして神を分析すれば愛の一字に外ならず、所謂愛は救なり神は愛なりと謂へるが如く同感の性情を深くして人類を救ふの本義たり、此神聖の愛なるものは智育の發達に伴ふに非ずんば偏愛宗黨の仁に陷るを免かれず、故に宜く理性に依て制限を加へざる可からず、愛の流るゝ儘に放任せず理性の判斷に依て之を裁決せば愛の神聖を保つを得べく彼の賢母の往々兒女の不義不貞を尤め之に自刃を迫るが如き慘劇は能く愛の極點に達したるものと謂ふべきなり

愛德を涵養せむとするの過因法は規律の嚴正と相矛盾するものに非ず、規律嚴にして始て能く眞個の愛を敎ゆべきなり、規律は則ち彼等の情容を矯正せんことを圖るが故に其の愈々益々嚴ならむことを求むるは感化上必要の手段たり、愛も亦彼等の同感性を深ふせしむる所以の途にして其の之を滅却したる彼等女囚犯罪者に對しては之を奮興激越せしむるは感化上必要の手段たり、共に彼等の歸善を促す上に於て必須の處遇法とすれば兩者決して矛盾するものに非ずして並び行はれて始めて効を奏し得べきなり

婦女の社會に於ける位地は賢母良妻と爲つて兒女を訓育し家庭を齊理するに在り、決して特立獨行自營の民たるを望むべきに非ず、嫁して夫に事へ母に奉じ節約勤儉以て圓滿なる家庭を形成するに在れば女囚管理の任に在る者亦茲に思を致さゞる可からず、之が爲には作業施行法の如何も亦男囚と異にするの必要あり、彼等總べての女囚をして順番に炊事洗濯裁縫掃除等の勞役に服せしめ或一定の勞務に終始從事せしむるが如きは之を避けざる可からず、炊事洗濯裁縫の業は一家の主婦として何人も當然努めざる可からざるものなるに長刑期の者入監の爲めに之を疎んずるの結果あるが如きは其策の當を得たるものに非ず、或は之を以て作業收入を減じ若くは職業習練の實を失ふの非難あるを免かれずと雖も一般女囚訓練の方法としては適に利益多きものたるを信ず又場合に依り善眞なる囚人を擇むで耕

耘家畜飼養等の業に服せしむるも可なり、家畜飼養の如きは彼等の愛情を喚發するの手段たらずんばあらず

總べて作業に服せしむる間は營々刻苦餘念なからしむる程科程を勵行せしむべし、餘念なからしむるの一點は彼等の銳敏なる感情の刺戟を避け之を和らぐるの一手段にして且其成業に就て自ら趣味を感ずるに至るべくまた墮落婦女は茲に勤勉の眞習を馴致すべきなり

女囚を管理する者の最も困難を感ずる所は出獄善後の計なりとす、出獄男子は縱令其性情の如何に拘はらず戶外の勞務に服せしむるを以て敢て難きに非ずと雖も婦人に至ては多く家婢として使用し得るの外他に殆んど其途なきが故に從て之が傭主を發見すると困難なり、主婦と共に一切の家務に服せむには慈善家に非ざるよりは何人も之が品行に就て保證する者あるに非ざれば之を傭使するを肯んぜざるべし、婦人に對する保護會社の必要茲に起り而も會社は一面に家婢を周旋する上に就ては來歷を告知し且之が責任を擔保せざる可からず

要するに女囚處遇法に就ては以上說述したるものゝ外尙多々の研究を要すべき問題尠なからざるべし、予は唯大綱として之が卑見を述べたるに止り細末に涉るの必要問題は當務者の手腕に待つより外なし、實に女囚は未來の國母たり、不眞の家庭に育成せられたる兒女の犯罪に陷るを免かれざるを以て見るも先づ之が主母

たるべき婦人の品性を改善修練せしむること犯罪防遏上最も急務とする所ならずや。幼年犯罪者の矯正固より必要なり然れども先づ幼年犯罪者を產出したる生母の品性を修養するに非ずんば到底犯罪の根原を剿滅する能はざるなり、女囚問題豈輕々に看過し得べきものならむや

弘而不レ毅則無二親近一毅而不レ弘則陷レ隘

明　道

罪レ己責レ躬不レ可レ尤（カル）。然亦不レ當レ長留在二心胸一爲上悔。

伊　川

惡能殺レ身者易。從容就レ義者難。

司馬遷

雜　錄

眞趣齋主人とは某典獄の假りの名、戲せて新聞紙上に在り、世に示さむとて物せるもの借りて本誌に載錄す

○看守の職務

眞趣齋主人

西哲言へることあり曰く起てる農夫は坐せる紳士よりも貴しと旨ある哉言や此の勞働あるか故に生產あり生產あるか故に經濟倘りて滑らかなり經濟滑らかなるか故に國富贍りて以て生ず勞働なるかな勞働なるかな故に國富贍りて以て生ず勞働なるかな誰か復た此の神聖事業を卑視するものぞ

夫れ監獄なるものは多數の犯罪者を收容する所たり犯罪の多數を占むるものは何か曰く窃盜なり詐欺なり賭博なり彼等は居常一定の職業なく坐食貪眠して遊惰放蕩に耽る所謂天下の逸民にして確かに不生產的の人物なり此等犯罪人を戒護督勵して生產的事業に從事せしめ傍ら彼の頑瞹不靈の心地を開墾して改過遷善の指導を爲すもの是れ實に看守の職務とす嗚呼看守は起てる農夫なり生產的の農夫なり其勞働の劇甚過度なる割合に其報酬や薄し勞働と報酬と相償はざる點に於て農夫に酷似する亦奇ならずや

且つ看守は他の一面に於て學校教員なり而かも不良生徒の教員にして陶冶し難きものゝ教官なり報酬の薄き尚ほ忍ぶへし勤務の繁劇なる尚ほ忍ぶへし忍び難きは頑瞹不靈なる生徒を對手とし諄々として倦まず撓まず嚴寒肌を殺くの時も爐する能はず炎熱膚を燒くの際も扇する能はず妻兒あり病蓐に臥するも湯藥の勞を執ること能はず一身を犧牲に供し終歲孜々營々たり是れ豈尋常人の爲し得べきものならんや若し夫れ世間教育事業を以て神聖なりと言ふを得べくんは看守の職務は聖の聖なるものと言ふも過言にあらざるなり

試に看守勤務の一班を擧んに夏季に於る囚人起床時を午前五時廿分とし還房時を午後六時卅分とせば看守は囚人起床時前に於て監署に出頭し上官の點檢と訓示を受さる可らず故に遲くとも午前四時に至らば起床して服裝を整へ出勤の準備を爲さる

べからず午後囚人還房後諸般の事を整理し歸途に就くものなれば路程の遠近に依り差異ありと雖も午後七時より八時の間に歸るを得べし斯の如く純然たる勤務時間十四時の上に出務準備又は往復時間を加へば實に十六七時間に上るべし而して凭るに椅子なく終日纔かに四回の半時間休憩あるのみ知らず世間の勞働に於て若くば官職に於て其勤勞の劇甚なるものを擇べば恐らく看守の上に出づるものあらざるべし豈に儼然として寒心せざるべけんや

事玆已に斯の如きに拘はらず忠勇公に奏じ邁往勇進して屈せざるものは實に我が帝國々民の特色にして之を武士魂性に歸せざるを得ず何を以て之を言ふ見すや泰西諸國の下層官吏を彼れは忠君愛國の觀念に乏しく偏へに勞働と報酬を比例し恰も職工會輩の同盟罷工に於けるが如き陋態を演ずること瀕繁なるにあらずや職務に忠實なると清廉潔白なるは我國の武士氣質にして而かも下層官吏に嚴守せられ寔に珍重すべく夙に外國人の嘆稱する所たり故川路大警視巡査の職務を賛して其價百金なりと稱し且つ曰く百金の價物を十圓に賣る世人の信賴を受くるは當然なりと知らず世人は此の眼光を以て看守を視るに吝ならずして相當の尊敬を拂ひつゝありや文武高等官たること敢へて難からず看守たること實に難しと謂ふべし

今や吾人同胞の一部は罪惡の爲めに獄裡に拘禁せられ吾人は危惧なく高枕安臥することを得たり又其幾分は確かに改悛の情を表しつゝ不生產界の人より生產界の人に化し俱に共に國利の增進を圖らんとす之を直接誘導指示するものは看守にあらずや今日の看守は昔時に於ける破獄逃走防禦の具にあらざるなり加之ならず國民教育の幾分は此の別天地より將さに光輝を放たんとせり眞深なる宗教の信念力は獄舍の一隅より發達して既に外間に向へり眼に一丁字なきもの之が爲めに通信し得るの敎育を受け淫祠に遂信するものは正道の外に神佛なきを悟り又た己が職業の片時も休止すべからずして自働自活の要義を解せんとす之等幾多の督勵と感化を直接間接に管知するものは看守にあらずして誰ぞ嗚呼看守の職務も亦重且つ大にして其勤勞や夏畦よりも甚しからすや吾人は斯る境遇に在るものは獨り看守に止まらす滿腔の同情を表すると共に深く感謝の意を致さずして可ならんや

○拷問談（續）

今度少しく拷問の施行方法に就て御話をして見やうと思ひます

日本では帝國大學並に博物館等に於ても餘り多數の拷問器械の蒐集されて居らぬやうであるが獨逸の博物館などへ行くと實に驚くべき多數の拷問器械が陳列せられて居つて殆と拷問に從事した專門家ですらも說明の出來ぬ位多種類の物が集められてある而して爰に集められてある物は曾に古い時代の拷問道具と云ふ種類ばかりでなく尙ほ刑罰執行に用ひた所の多數の器械も共に陳列せられてある刑の執行に用た物は勿論古い時代から拷問の方には用ひられなかつたので是は全く別種の目的を持つて作られた物である。

獨逸では普通何云ふ道具を拷問に用たかと申ますれは指責、足責、紐責、梯子責、車責、等であつて僧侶社會で用た物は勿論此以外である右に列擧したやうな僅かな器械で拷問全體の組織が出來て居るけれども之を以て無限の苦痛を人間に與る爲め毫も不足を感じなかつたのである而して獨逸の拷問に就て研究をして見やうと思ふならば先づカロリナ法の施行以後用ひた物に就て調査をするのが一番適當であらうと思ふ何なれば古い裁判法を廢止した以後は拷問は罪人をして自白せしむる唯一の方法として用られた物であるが故にカロリナ法施行當時より試驗的に施行せられて漸次幾多の研究と實驗を經て一定の方法を設られたのである既に諸君の知られる如く羅馬法に據ると拷問の方法は其種類非常に夥多であつて獨逸の如き其源を羅馬に採つたものであるから無論羅馬で用ひた器械は獨逸にも同しく採用されたのである結局獨逸で自國に適當の固有の拷問法を設くるまでは羅馬の器械を悉く模倣したと言つても宜いのである又獨逸で拷問器械として或種類を大体に極めたけれども實際に就て見ると丁度日本で各藩毎に拷問や刑

の執行の方法が異つて居つた通り獨逸の各國も自然に其方法を異にして居つたのである故に自から器械も亦異つた物を用ひ拷問の度合に於ても輕重の差があると云ふやうな有樣であつたそれで爰に一つ其重なる器械に就て精しく御話して見やうならば先づ指責と云ふのは鐵製の器械であつて平面の鐵片を二枚合せて作つたもので其平面の中に少しく窪んだ所が拵へてある其窪みに指を挾んで二枚の鐵板を上下から螺旋で締めるのであつて段々それを締めて行くと遂には指が殆と潰れて仕舞ふやうになるのである尙ほ一層此道具で甚しい苦痛を與へやうとする時には螺旗廻しを以て其器械を叩く其擧の爲めに一層甚だしい苦痛を感ずると云ふ譯である尙ほ實驗上長い時間此器械で指を締めて置くと段々血行が止つて神經が鈍くなつて來る爲めに遂に感覺がなくなつて仕舞ふのであるが是てはまだ此道具の目的を達しないと云ふので時々螺旋を緩めたり又締めたりして感覺を失はせないやうにして痛みを感じさせると云ふやうな方法も用ひられて居つたのである併し此拷問は苦痛はナカ〳〵甚しいのであるけれども又割合に耐へ得る部類の拷問に屬して居つた隨つて此拷問に掛けられた折には悲鳴を上げて苦むことは苦むけれども其拷問の爲めに事實を白狀したと云ふ場合は極めて稀であつたと云ふ方の効力は餘りなかつたのであります、

紐責は之に反して實に恐るべき拷問であつて此拷問の種類も實際施行する方法の如何に依つて著しく苦痛に輕重の差がある此拷問は何段にも區別して使ふことが出來たのである拷問の中でも此紐責と云ふことは餘程恐れられた物であつて當時の著書に就て見ても又當時の裁判官などの著述した物に就て見ても此拷問を耐へ忍んだ者ならば他に如何なる苦痛を與へても到底事實を白狀せしめ得ると云ふ望はない是が拷問としては最も効力の多いものであると云ふやうなどが古い書物などに見へて居る然らば此紐責なる者はどう云ふ方法であつたかと云と是は髮の毛で捻つた糸か若くは麻の糸で拵らへた物を罪人の手首に掛け先づ拷問を行ふ者が強く左右に摩擦する丁度鋸を挽くやうにやるのであるさうすると段々摩擦されて皮が摺切れ糸が肉に喰込んで遂に骨に達するまで是れては効力が十分でないと云ふ所からして或地方にては腕を餘程強く紐で卷いて紐と紐との間の肉が腫上つて其間に紐が喰込むやうにする所もある此やり方にすると無論肉の間に紐が喰込んで仕舞ふのであるから紐をあちらこちらに動かすとは出來ない其代りに腫上つて居る所を拷問者が絕へず打つのである撒遜では矢張紐を罪人の兩腕に堅く卷付けてさうして之をヂリ〳〵と締上げて遂に肉が切れて骨に至ると云ふやうな工合に執行する多少地方に依て方法は違ふけれども兎に角此拷問に掛つた者は全く不具になつて仕舞ふのである尙ほ此紐の拷問に就ては他の機會で一層精しく御話して見やうと思ふが大略以上の如き者であるから外の普通に用ひられた拷問道具の御話をすることにしましやう、

スパニヤ長靴或は足責と云ふ拷問がありますが是は道具の作り方から云ふと稍や指責の構造に似て居る矢張上下に平面の板を置いて其間に足を挾んで其板を螺旋で締る構造であるが此使用方法は器械の下部は罪人の踝の所に當て上部は所々に窪みが設けられて居つて膝の下まで達するやうに掛けるのである是を漸々締上げるので板の窪みの中に自然に肉が裂け込むやうになるのである又尙ほ一層苦痛を大ならしめむが爲めには器械の內面に澤山の疣を設けさうして螺旋に依つて出血して血が流れるに至るまでにヂリ〳〵締め上げるのである此拷問に掛けられた者は忽ち全身貧血を起して總身蒼白色を呈するやうになつて仕舞ふのである去り乍ら是が爲めに別に骨を碎くと云ふことはないのである奈何となれば下部は踝の所で支へられ上部は膝の骨に幾部掛つて居るのであるから其間の骨を傷けると云ふことはない足の中でも脛の部分は一番痛みを多く感ずる所でありまして我々が僅かに向ふ脛を打つても其痛みは實に耐へ難い孫の可愛いのと脛の痛と云ふ俚言もある位なものであるからして其部分を擇んで拷問を行ふので實に堪へ難い罪人共も一般に此足責と云ふ名を聞いた丈て既に非常に恐れを懷くと云ふ位のものであるさうして此の拷問は塲合に依つては他の拷問と併せ

行はるゝことがある例へば身體の牽引とか吊責とか云ふが如き拷問を爲すと同時に行はれる即ち附加拷問と云ふことに用ひられた歷史を有して居る此足責に就ても指責と同樣に苦痛を大ならしめむが爲めには屢々螺旋を弛るめたり或は又締めたりすることもありまだ其上に螺旋廻しを以て其器械の上から強き打擊を與へると云ふこともやるのである此拷問は主として妖怪術などを行ふやうな犯罪人に用ひられたのであつて身體の牽引等に依つても尙ほ自白せざりし者が之に依つて其目的を達すると云ふことが出來た例も澤山ある兎に角此拷問法も餘程苛酷な拷問の一として數へられて居つたのである次には楷子責であるが此器械は一番廣く行はれたものであつて詰り是が拷問の中心とも云ふべきものであつた此器械は名の如く楷子と酷似した物であつて唯普通の楷子に比しては幅が廣く造られてある位が違つて居るのである然るに不思議なことには此位廣く行はれた拷問道具であるのに餘り今日是が陳列場などに見出すことが出來ないのである是を用いて拷問をする場合には楷子の一番下の横棧に環が打付けてあつて其環に罪人の踝の所を縛り付けるさうして一番上の横棧に滑車が設けてあつてそれから繩が下つて居る其繩に罪人を裸體にし後手縛つて釣下げてさうしてヂリ〳〵上の方に締上げて結局其手の先が頭の上部に至るまで引締めるのである是は丁度羅馬の釣責に稍や類して居るのである此やり方に依つて見ると關節を皆逆に引き伸すのであるから到底耐へ得べき所とも思はれなけれどもまだ此事のみを以ては滿足しないので尙ほ進んで身體をも引伸すまでに締上けるのである之を形容して云へば全身悉く引伸はされて仕舞つて內臟機關が外部から透徹つて見へると云ふ位まで強くやるのである而もそれが短かい時間でなくして時に依ると一時間以上もさう云ふ工合に引締めて置くことがある又一層進んでは充分引締めて長時間置くばかりでなく苦痛を新たにせむが爲め屢〻其繩を弛めては又引締めることもやる此方法に依つても尙ほ白狀しない場合には前御話した足責を附加の拷問として併行することになつて殆と是以上の拷問はないと言つても宜い位である併し拷問の方法も際限のないことであつてモウ一層甚しいのがある其拷問などは極く重い犯罪人例へば妖怪術とか或は魔法とか云ふやうなことに依つて人を欺く所の犯罪人に用ゆるのであつて是は前の楷子責をやつた其上に尙ほ身體に硫黃とか土瀝青とか云ふやうな燃燒し易き物を塗付けてそれへ火を付けると云ふやうなこともやる併し是等は極めて稀に用ひられる所の方法であつて是以上には殆と方法もなからうと想像されるものである

（未完）

○早崎典獄より

前號併なから生の少許の經驗に照らし熟考するに十六歲未滿は身體上精神上變則の例外は格別未た男女の區別相立たす隨て獨立心の未た起らさる時代（此時代は身體上及精神上別段の慾もなく唯翫弄物や菓子類や芝居なとをのみ欲しかる時代なるか故に生は自ら稱して菓子時代又は翫弄物時代と申居候）にて思想實に所謂無念無想の單純にして無邪氣なると宛なから神の如く佛の如くにして家庭及學校の敎育さへよく行屆かは好き境遇を與へなは實に天眞のまゝなる生佛にて有之去る代りに境遇惡く敎育もまた屆かす所謂野すたちのまゝに一任するときは前記の單純なる體慾を滿たさむかために或は他人の物を手當り次第に（盜心あるにはあらず）盜み取りてたべ面白く感するまゝに他人の家に火を放つなと寧ろ子供の特性と相見候其證據には川越幼年監に集まる十六歲以下の子供の罪質は概して放火と窃盜と此二種の外には出す候さて十六歲頃より追々獨立心の萠すに從ひ罪質も種々複雜になりゆき候へとも思想（思慮分外）は猶一途に有之思ひ込みたる事は所詮他人の付け難にては其効なき者と相見候昔時男女の敎育不完全にして智慧淺薄なりし時代に若き男女の心中、かけれちなと多かりし意味もヤット此頃に至りナルヽド讀め候此等は其々年を取り成年に達して自ら過ちを後悔するに至らすては所詮改心なと望まれまじく候然るに十六歲以上の未成年が罪を犯して監獄に來るは多く男女の關係より生する事に有之

梅川忠兵衛なと決して近松時代のみに限られたる珍事には無之其等のものを監獄に拘禁し自由刑を執行したれはとて其心ばかりは奪去ると能はす折角獨立心崩して生存競爭舞臺に活劇を演し初めむと志したる途端過ちて隻脚を踏み損し思はぬ失敗を取りたる俳優の如く空しく觀客の指笑を招き徒らに樂屋に引込みて日蔭の身となりヤケ酒やヤケ道樂に身を持くつし遂に罪惡を屢々するに至るもの丶如く相見へ候これ蓋し十六歳以上の未成年時代に初て罪を犯したるものか多數三犯以上の累犯に陷る重なる原因かと被存候依而生の希望を遠慮なく申上候へは罪の責任年齡は未成年と成年との境(現時の制度にては二十年)を以て區別相成候事寧ろ至當かと被存候得共其は餘りに突飛の嫌ありとならは少くも十六歳以上十八歳の間に於て定められむことを切望の至りに奉存候

改正刑法草案に懲治場留置期を十年間なと申様に年月を以て定められ候事は餘程愼重の考慮を要する事に可有之生は現行刑法に改正を加へられ候事は至極賛成する處に候へ共矢張年齡を以て規定せられむことを切望するものに御座候現行刑法に於て十六歳迄と二十歳迄との二種に區別せし點は改良を要する點と認居候へ共去りとて年月により留置期を定むる位ならは現行刑法の方寧ろ生理上なた心理上妙味を含みて居はせぬかと存居候(餘り長文に渉り候故此には省き愚見は更に可申上候)

禮儀も詞つかひもさら〳〵知らぬ程に野そだちなる腕白子僧達を人並の人間に仕立生存競爭舞臺に出して活劇を演せしめむには殘忍殺伐なる氣風を矯めて兎に角に他を害せさる丈のものにはなさゝるを得すそをなさむには利己心の外に利他心の必要あることを覺らしめさるを得すかくするには先以て共同團體的遊戲及音樂唱歌なとを以て導くこと最捷徑かと存候

右は只今子供をねかし置攻め來る蚊軍と戰ひつゝ思出し筆にまかせて書き綴り候へは秋の夜のそれよりもなかく相成御勉學の御妨とは奉存候へ共書き直し候勇氣も無御座乍憚此儘差上候まゝあらまし

しの處御判讀被成下候樣奉願上候也草々拜具

八月廿五日夜十時過

岳洋先生　侍史　　春　香

○建築材料其他の防腐法

進　藤　正　直

我國に於ては古來諸般の用材は只生木の儘使用するを知るのみにて未た西洋の如く人工を加へて永久保存の手段を講せす即ち比較的耐久ならんとを欲するに過さされは勢ひ二三種の良材にのみ依頼するの實際不得止次第にして畢竟今日材價騰貴の一大原因此に存すと云ふ可し。余輩の聊か用材法を研究せんとする所以にして扨木材の料理法は種々ある可しと雖も現今最も歐洲各國に行はれつゝあるは

壓力減增作用を以て木材中の樹液を除去したる後其空孔に藥液を注入する

方法にして此法に依るときは啻に外部の防腐に止まらす中心まて均一に藥液を注入し得るが故に自然内部より來る腐敗をも絶ち永久保存の實効を奏し得るなり。殊に本邦の如く木造家屋の建築盛なる國に在ては此等の用材には無臭無色の防腐液を注入するを佳とす斯くするときは決して外觀の美を損せすして腐蝕及狂ひを生するの患なかる可し。以上記する處に依り自ら防腐法の効益明かなれとも更に之を約言すれは(一)先つ從來の如く區々たる第一等材に限局するの要なく一に用材の須要に副へ我國天然の饒多なる樹種に就き自由に採擇し得ると(二)其結果第二等第三等の材木は勿論等外無數の雜木に至るまて各其長所に憑り競ふて低廉に且つ限りなきの供給を約するに至ると(三)隨て一部少數材の騰貴を制遏し材價の權衡を保たしむるの便あると同時に近年頻りと增加の傾向ある外國材の輸入をも杜絶し得ると(四)左れは防腐一切の費用を計算するも尚經費の節減を得るのみならす防腐材に依りて成れる建造物は總て永久に安全を保障せられ修覆の煩累を免るゝと等にして要するに木材防腐法は極めて經濟的なる最新の用材法なるを知る可し

用材に就て余の記憶に新なる一事あり客秋先覺に陪し京都及其附近四五の監獄を視たる折り會〻某

監に於て修繕中の監房數棟ありしが就中稍〻大なる一棟の如きは四面の格子殆と皆根繼せるを目撃し該工事の極めて不經濟なるに驚ると同時に久しき其間數十百本の格子に伏在せる危險の度を想ふて我知らず戰慄するを禁じ得さりしことあり。夫れ監房は監獄の根底的建物なり飽くまで堅牢を要する所以にして當局者の常に勉めて其保維に任する可きや勿論現に使用に係るものは檢査周密糸毫も脆弱の部分あるを容さすと雖も然れとも實際に在ては乍遺憾吾人が力の甚た足らさるものあるとを自覺する機會鮮しとせす。即ち彼の監獄として最も悲む可き最も忌む可き破獄逃走等の椿事に際し偶然にも其瞬前外見の堅牢に負へる監房の要部に於て中心既に深く腐朽の事實あるを覺知し愕きて急遽修繕を加ふるか如き失態は余輩の屢々耳にせる所なり。洵に不安心且つ不經濟至極の事なれとも是古來用材法の研究を怠り之を閑却したる當然の應報と謂ふ可からすや

願るに監獄の新築工事中に在るもの現に五指を屈す尙將來各監に於ける大破小破の修繕は勿論模様替乃至新築等を要するもの思ふに追次頻繁なる可し。國庫の窮乏は言はすもかな所謂兩政整理の結果今回監獄費も亦遂に奉加帳中のものとなり殊に左なきだに不足を訴ふる新營費の如きも等しく其幾割かを献けしめらると云ふ。當局者の苦心眞に想察は餘りありとして此際木造監獄の營繕に就ては永遠の經濟を慮り永久の保存を期するの工夫一入肝要なりとす。乃ち木材防腐法は斯急務に應する唯一最良の手段なれは將來は勘くとも監房の總て及外圍の板塀等には必す防腐材を使用せんことを余輩の敢て期望する所なり

因に記す……我國に於て最近の方法に依り防腐木材を營業とせるもの東京に日本防腐木材會社（京橋區月島西仲通）一あるのみ同社は昨三十五年の設立に係り其腐方法は林學博士志賀泰山氏の考案に成れりと云ふ左に參考の爲め營業科目を掲くれは(イ)防腐材の販賣本防腐材は價格低廉にして耐久年限は十五年以上永久に至る(ロ)指定木材に本社特得の防腐劑注入。防腐劑に無色無臭のものありて貴重樹種は勿論雜木に施さるゝ(ハ)防腐劑を施す可き木材の伐採及搬出等なり。時事紙上志賀博士の談に依る

○犯罪人氣質

拙者は先づ茲に犯罪人氣質と題して犯罪者の智力、心理作用睡眠術抔の事を物語つて見ようと思ふ、中には多少讀者の參考と爲ることもあろうとは自分免許の言であるが先づ兎に角、秋の長夜の伴侶若くは繁劇なる職務の休息中に閑を偸むで讀むて見給へ、滿更捨てたものでもあるまい併し豫め斷つて置くのは是れは大分長く續くから其心で辛抱し給はむと飛んだ後悔をするかも知れない

一、犯罪人の智力

犯罪人の智力はどうしても普通人以下に位するものである、吾々の祖先は水草を逐ふ所の遊牧の民であつて當時は單純に生命を維持すると謂ふことが第一の目的となつて苟も生活に容易なる場所があれば何處なりとも攜はり轉々流浪する遊牧の民てあつた、之を史家は稱して遊牧時代と謂ひます、其後段々土地と人との密接なる關係を有するに至り部落なるものが生じて他人の侵入を防ぎ若くは他を併呑せむが爲めに部落間の鬪爭が起つた、一層進みましては各人の財産なるものが漸次認められるゝことに爲りて吾人の間に平和に安全なる生活を遂ぐる樣に爲りましたが先づ人類の進化はこう云ふ工合てあるとは諸君も御承知のとさて犯罪人と古代の人民とを比較して見ると大分似寄つた點が多い、犯罪人は一面から見ますと一定の住所もなく轉々漂泊する所謂遊牧の民てある、現に浮浪罪を以て罰せらるゝ者の多數なるは則ち古代人民を代表して居る譯てありまず、また犯罪人は己れの情慾を制することを知らずして忽ち怒て鬪爭をする、之が所謂鬪爭時代の人民に似寄て居る、其後漸次財産なるものが認められるゝ樣に爲つて窃盜罪が起つた譯で是れは犯罪の内でもまだ新しく發達したものである、そうして見れば犯罪者は結局人類の進化に遲れたものであると謂はなければならぬ、彼等は寧ろ疾むべきものでなくして憐むべきものである

今日の吾人人類の内で進化に遲れて居るものは即ち犯罪者と小供である、小供と犯罪者とは能く似寄て居る、何れも己れの意に滿たざるものあれば直くに鬪爭を始める、また己れの利を貪らむが爲めには虛言を語る、同一の話同一の事實を繰り返へす事を好むで改革を喜ばない、同情の念薄くして生物若くは物體を毀壞することを厭はない點抔は兩者能く似て居る、そうして見ればどうしても矢張犯罪者は智力の發達せざる者即ち低度に在るものと謂はなければならぬ

犯罪者の多數は誠に常業に從事することを嫌ふもので職業の何たるを問はず逃れる丈逃れて見たいと常に思つて居る、ラシネアーと謂ふ犯人は裁判官に向て揚言して曰ふのに私は無論怠情者である、夫れは私の耻であるけれども止むを得ない唯働くのが嫌いです、働けと謂つても到底働けるものでもなし全く職業には無能だ併し惡事計りは働いて見せる、若し働かなければ終には死んで仕舞ふと謂ふならばまだ死んだ方が增しですと先づ此の位仕事が嫌いなものである彼等は一層のこと食歲に一向御氣は付かれず、空々寂々日を消し、さて姥櫻と爲つた後はどう身の振方を付けるかと謂ふ事も一寸素人考には心配であるが御本人は一向平氣なもので水の流るゝまに〳〵の蓬莱である、兎に角先見の明とまでは行かずとも將來の事を慮る思想は一向ない

一面に於て犯罪者は卻々自信の念の强き爲めか輕々しく容易に信ずる癖がある、斯う云ふ工合に犯罪をすれば決して發覺するものでないと信じ過ぎて先見の明に乏しい、さて後日に至り發覺すると其發覺の原因に就て曉らなかつた大過失に對し自分ながら驚く位である、心は始終浮立て一向定まつて居りませぬから他人の眞面目の話若くは所爲に就て誹謗を加へ或は冷笑し又は部語を使つて揶揄することが常であつて彼等はまた之を一種の手柄功名として居る、之を以て見るも智力の程度如何が察せられる譯て且又道德心の欠亡も判る、又他人の恐怖苦痛を感ずることが本人に採ては非常に愉快であつて同情心の薄いことが折々證明せられます、兎に角犯罪者は總じて先見豫想の智能に

ふ事も罷め惡事もせずに居れば能いのにと思ふ、又或犯人仕事の怠惰を叱つた所の父親を殺したと謂ふ恐ろしき罪業を持つて居る犯人は仕事をして疲れた身體を安樂なる寢床に横たへるより仕事をせずに馬小屋に終夜居るが增しであるとてそう謂ふ生活を遂げたのである、一般に此犯罪者の怠惰と謂ふ事が抑々彼等の不眞の根原を形造つて居るものです

また精神が輕浮不定で一向定まつて居ないと謂ふ事も犯罪者の特質であつて瑞西に於て計算した統計に依ると犯罪の宣告を受けたる者百人中四十四人は慥かに心の輕浮に基いて犯罪を爲したとのことです

密賣淫ときては既に諸君も御承知の通り氣輕尻輕な者です、一定の思慮あつて注意するなんと謂ふ事は到底出來ない、嫣然媚を呈して朝に客を送り夕に新客を迎ひつゝ日を過すのみであつて噛み分けて道理を聽かしても頓と分らぬ、自分の匙加減て商賣愈々繁昌し爲めに抱主迄も喜ぶと謂ふ結果に爲つて結局自分も利すること多いのであるが其は甚だ不十分であつて時としては警察に自分の非行を進んで話すこともあり、共犯人と一緒に働くにしても其の時間を間違て飛でもないへまなことを仕出かす、或はまた捕縛せらるべき場所に立戻つたり一面識の者と直に割なき朋友と爲つたり、又は豫審公判調の際に見當違な言葉を以て犯罪を辯護しやうと掛る例へば被害者を十三回傷けた事は事實だけれども十四回やつた覺へはない抔と稱して奴さむは十分の辯護を努めた氣で居る、是れて以て見ても馬鹿さ加減の程度が大凡分る、彼等の智能は多少捕縛後に爲つて明晰と爲ることてあるとは經驗者の證言する所てす、彼等には一種の迷信があつて魔術祈禱に信賴することが多い犯罪を決行して後に万一の發覺を恐れ神佛に祈願し其無罪を信じ爲めに折角の謹愼を緩める、また妙なロヅックを持つて居て犯罪と受刑とは別物で犯罪は即一種の技術てあると謂ふ思想で辯護人の手並如何て犯罪があつても之を逭れることの出來る盲信を抱て居るのです、犯罪は決行しても之が發覺は万一てある經令また發覺しても加罰は揃なる遺

り口であるなんとの考を有つて居ります、殊に強暴の手段を弄し若くは感情に趨りたる犯罪の如きは極めて不用意なもので、犯罪決行の愉快忘じ難く之を他人に洩らす等のこともありて不慮の失策は多く茲に基ひするのであります、往々にして在る例だが夫を毒殺せんとして毒藥の一部分を己れ自身携帶したり若くは冤罪を主張する者の上着に血斑あるを認めたり或は犯罪決行の後自己の踪跡を晦ますことを知て居ても洋燈を消すことを忘れたが爲め容貌等すつかり知れて居るなんど謂ふことは餘り珍らしくもない事實です　（未完）

○東京便

別　天　生

燈火稍親しむべきの候、物の哀れを感ずべき秋風は肌に染み亘りて感興懷ろに到り申候、定めし僚友諸君には一陣の金風苦熱を拭ひ去て虫聲唧々の音を聽きつゝ古往今人と談笑するの機到れるを喜び十二分の興趣を味ひつゝあられ候事と存候

候兎角すると飽く迄取り得らるゝ丈經費を國庫より取り立て監舍工場運動場浴室搜檢室倉庫等の設備を十全且完美ならしむることを唯一の手柄と爲すの傾ありて、また斯くしてこそ治獄者の伎倆は現はるゝなれなんど謂ふ思想を有する輩なきに非ず、亞米利加のエルマイラにカブレたる治獄家は大方此邊の考を抱かるべしと雖も小生は何處迄も監獄は割合に拂ひ經費を以て諸般の設備を完整ならしむるの工夫肝要と存候、假に一家の經營より見るも毎月百圓を家事經濟に投ずとすれば成程道樂三昧の骨董品美術品等を買集め若くば飮食の上に於て贅澤を極むることあり得べしと雖も必要品の點に至ては毎月五十金を投ずるの家と毫も異なることなしとすれば五十金の方遙かに監獄管理の妙巧を得たるものに非ずや、多少の餘裕金あれば贅澤に消費せんと欲するの念起り易きは人情の免かれざる所と同時に究屈なる經費には種々の工夫を凝して必要品丈を充たす考と爲る亦人情の然らしむる所に御坐候、眞の監獄改善なる者は到底拂ひなき經費の上に經營せられざる可からざるものと政府には兩政整理の議起り其消息は日として新聞紙上見ざるなきの有樣に有之、新聞記戰の事項は何れも牆壁臆測にて當るも八卦當らぬも八卦の姿にて一々信を措き難きは無論に候得共、監獄もまた此整理範圍に屬し差當り經費の削減を免かれざるべくと被存候、將來計畫すべき監獄新營は茲に於て一大頓挫せざるを得ざるは如何にも殘念に御坐候、新に起すべき繼續事業は總へて中止との事はどうやら事實らしく相聞へ申候、斯くては甲府秋田馬關抔の新營は先づ見合するより外なかるべき歟抔第一に小生の頭を動かし申候、臨時は勿論危き運命として輕常費に於ても多少の削減あるは覺悟せざる可からざる處に可有之、此上削減の餘地あるべきや否やは別問題なるも卑見に依れば大體少き經費を以て監獄改善を遂行するを得とすれば是れ寔に以て世に誇るべき事柄にして大體の財政觀よりするも監獄事業は多くの國費を糜消し得べき性質の者に非ず、極めて切詰めたる經費の範圍內に於て種々の工夫を凝して節約の上にも節約を加ふるは是即ち監獄改善に外ならざる次第に御坐候兎角此邊の考を有つて居ります、殊に強暴の手段を弄し若くは感情に趨りたる犯罪の如きは極めて不用意なもので、犯罪決行の愉快忘じ難く之を他人に洩らす等のこともありて不慮の失策は多く茲に基ひするのであります、往々にして在る例だが夫を毒殺せんとして毒藥の一部分を己れ自身携帶したり若くは冤罪を主張する者の上着に血斑あるを認めたり或は犯罪決行の後自己の踪跡を晦ますことを知て居ても洋燈を消すことを忘れたが爲め容貌等すつかり知れて居るなんど謂ふことは餘り珍らしくもない事實です　（未完）

確信仕居候

女囚問題の當局者間に冷眼視せられたるは如何にも殘念の義に有之、多少の卑見を述べ本誌に寄稿致置候處、唯今本信を認むる頃恰も本月分の德島監獄報を接手し披見仕候處野崎典獄の女監取締に警告を與へたる演述筆記有之、一讀符節を合したる所見に有力なる味方を得て愉快に感じ申候、同典獄は女監取締の訓授に就ては熱心なる方に有之、此度のみに限らず慥か福島在勤中かと被考候兎に角先年訓授せられたることもありて當時の監獄報に揭載せられたるは今尙記臆に存する所に御坐候、女囚管理は愚か女監取締敎養に就て多年當局者の一顧だも得ざりし狀況なるに引代へて其所說は空谷に跫音を聽きたる想ありて寔に此上なき喜に候

箱屋殺の有名なる花井某出獄後俳優に加はり西行したるも思ふ程に錢儲けにならず、此度は待合を營業渡世とするの噂ありたるも終に淺草に於て汁粉屋を開業したる趣に御座候、本人監獄の生活談は曾て時事新報紙上に連載せられたる事にて定め

し諸君も御一讀の事と被存候へ共事實は談話と違いたる節有之哉に聞及申候、談の眞僞如何は兎も角出獄後の狀況より察すれば餘り改悛の効果あるやにも察せられず候、十五年の長日月入監したりとせば監獄に於て十二分の力を盡くせば或は性癖を矯正し改悛の徵候なきにもあらずと被存候、本人は一時世に時めきたる者、出獄後また衆人の品評に上ぼるは當然にして若し眞に監獄内に於て矯正し得たらむには世人より監獄行刑の方法に於ての賛辭を得べきは必然にして監獄なるものゝ眞價を一般に知らしむるの一大捷徑と可相成候、然るに惜しい哉從來女囚問題の研究せられざるが爲めに彼女をして入監時よりも比較的に惡化して出獄せしめたるは斯界の恨事に有之候、監獄内に於て彼女は時々躁暴を働きたる模樣にてそは歇私底利症の結果と承り及候、病氣の爲めに躁暴を働きたること或は事實ならむ、然れども女囚は感情鋭敏なるが故に己の意に滿たさる所あれば直に怒て暴行を爲す事は常態に有之、殊に無教育の徒は一層此性癖あるものゝ如く感ぜられ候、小生は花井なる者の性情を熟知せずと雖も所謂眞に女囚たる者の偏僻性情を暴露したる者に非さる歟と被存候、女囚の躁暴を働きたる者必ずしも歇私底利症若くは躁狂性患者には無之、從て醫療の力を借らず敎訓の力に依り彼女を矯正し得べきものと信じ居候、畢竟之も女囚問題の輕々に看過せられたる結果に御座候

一青年藤村某の懸瀑始まつてより以來之に倣ふ者七八人、自殺は罪惡にして愚の骨頂なるは無論なれども多くの青年をして此罪惡を學ばしめたる所以の罪は慥に新聞雜誌に在る事と信じ候、殊に近角學士監督の下に成れる政敎時報は先月分の本會雜誌にも廣告せられたる通り藤村氏の書翰十數通を收む一讀慄然たり抔麗々しく大活字もて廣告し讀者の歡心を得むとするに至りたるは近頃心得難き次第に御座候、小生は不幸にして未だ該雜誌を閲讀せずと雖も其廣告の仕方より察すれば或はまた陰に藤村氏を庇護する者に非さるなきやを疑ひ申候、藤村氏は如何なる信念の存するにもせよ自殺の罪惡を犯したる者に有之全く社會の容るさゞる所に御座候、然るに之を過賞庇護せむとする者の心意は殆と了解に苦しむ所にして、好しや之を庇護せざる迄も此廣告は社會の風敎を高めむとする政敎時報たるべきものゝ爲すべき所に非ず、漫に多數の讀者を貪ぼりて利を射んとする雜誌ならば格別、小生も四角張て言ふ程迂からず候へ共近頃信念厚き故を以て名ある近角學士の主監雜誌に此事ありとはさても如何にも嘆はしき世に相成申候

統計

○明治三十六年七月末日現在全國在監人員表

區別	三十六年七月末日	同六月末日	三十五年七月末日	前月ニ比較シ増	前月ニ比較シ減	前年ニ比較シ増	前年ニ比較シ減
囚人	五三、七三〇	五三、七九一	五〇、一八七		六一	三、五四三	
刑事被告人	六、九六〇	七、一五二	七、六〇四		一九二		六四四
懲治人	二五五	二三八	二二六		一七	二九	
別房留置人	六八一	七〇七	八九六		二六		二一五
乳兒	一〇一	一〇〇	一二一		一		二〇
合計	六一、七二七	六一、九八八	五九、〇三四		二六一	二、六九三	

○明治三十六年七月末日現在全國在監人員表

	囚人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
小菅	八二八					八二八
東京	三〇一		八七六	一六		一、一九三
市谷	一、一五六			七六		一、二三三
集治	二、〇六七		八	七〇		二、二二八
監						
濱田	一、三五〇	一	一一	二四	一	一、四六二
橫濱	九七六	四	八三	一一	三	一、一六三
和歌山	一、三一二	四	一二八	一四	五	一、四五六
橋本	九〇五	五九	一五一	一〇	一	一、〇七二
前橋	一、一一九	六	一一二	一六		一、三五〇
千葉	九二四	三	一一九	七	五	一、〇六七
宇都宮	一、二九六	二	七二	七	三	一、四八八
水戸	五五八	二	一七九	一六	一	六三三
長野	九三〇	二	六三	一	二	一、〇〇一
甲府	二、一五六	二	三一三	一九	二	二、五三三
靜岡	九七九	五	八四	八	一	一、〇七一
愛知	六七一	二	三四	六	四	七一四
名古屋	八二一	一	五〇	一五	一	八九一
岐阜	三〇九	四	三二	七	一	三五三
福井	四六二	二	三一	五	一	五〇一
金澤						
富山	二九五	五	五九	二	一	三五七
新潟	九五九		六六	六	二	一、〇三八
宮城	六四三	五				六四三
仙臺	九六八					一、一九三
福島	一、一七五	四	三二一	三	一	一、二九三
盛岡	四一二	五	七五	七	二	四九二
青森	四九八		七四	五	三	五七九
山形	七七六	二	九三	五	三	八七九
秋田	六一六	一	一一八	四	五	七四二
大阪	二、八四六	二	一一二	一七	五	一、五八四
京都	一、四四八	二	九	一七	五	二、八八九
川越	二一〇	三	六三二	三	一〇	八九七
奈良	五二二	一	四二	三		五六八
和歌山	七七五		三六	一		八一二
山口	一、〇三三	一四	一七三	二八	三	二、二五一
島根	一、〇八五	二	八六	三	五	一、一八一
廣島	一、八八五		二六二	一四	二	二、一六六
山口	九五四	二	六〇	一〇	二	一、〇二八
鳥取	二九四	二	五七	五	二	三五三
島根	九一三	二	一〇九	一七	二	一、〇三一
江島	七一九	一	六七	二	一	七九一
德島	七五二	一	三四	七	一	七九五
松島	一、〇九九		六八	七	一	一、一七四
高松	八四〇		六五	三	五	九二七
高知		一四				

○前表中外國人を國籍に依り區別すれは左の如し

國籍	入	刑事被告人	別房留置人	計
	男			
英吉利	一			一
露西亞	二			二
北米合衆國	二			二
葡萄牙				
清國	一	一		二
韓國	二	二		四
合計	二七	五	一	三三

監獄	入	刑事被告人	別房留置人	計
三池			一	一、四五四
長崎		四六一	一三	一、七九六
福岡	一	二五〇	一六	一、六九八
大分		一一二		八四七
佐賀	三	七三	一三	七二六
本		一六二	一二	九二五
鍋島	一	六三	七	五五四
宮崎		一〇二	五	八一三
樺戸		一四	三	二七四
神奈川			一	一、〇〇七
鹿兒島	一			九〇〇
網走				七八六
十勝				九二〇
函館	一			九六七
札幌	五			六一、七二七
總計	二五五	一九九六、八〇四	六八一 六五〇	一〇一 一〇一 六〇、五五四
監獄				一、一七三
留置場		一五六	六八一	
內譯				

○明治三十六年七月末日現在全國囚人刑名別

刑名	本年七月末日現在 男	女	計	本年六月末日現在	前月ニ比較シ 増	減
無期徒刑	一、二〇五	七三	一、二七八	一、二六四	一四	
有期徒刑	三、三七六	三一五	三、六九一	三、六六一	三〇	
無期流刑	一		一	一		
有期流刑	七		七	七		
重懲役	三、五一七	五六一	四、〇七八	四、〇七六	二	
輕懲役	三、三〇三	二九九	三、六〇二	三、五八三	一九	
重禁錮						
輕禁錮	二		二	二		
五年以上	二、六〇四	四二	二、六四六	二、五八六	六〇	
三年未滿五年未滿	六、一六一	一七八	六、三三九	六、二二五	一一四	
一年未滿三年未滿	一〇、八八二	三八五	一一、二六七	一一、〇四三	二二四	
六月未滿一年未滿	六、八四六	二九七	七、一四三	六、九六四	一七九	
六月未滿	九、八一七	七五九	一〇、五七六	一一、〇四五		四六九

	一月未滿	一年未滿	三年未滿	三年以上	計	一月未滿	一年未滿	三年未滿	三年以上	計	一月未滿	一年未滿	三年未滿	三年以上	計	一月未滿	一年未滿	三年未滿	三年以上	計
輕禁錮	五二三	六四	七八	一	三六、八三三	三、二〇〇	四六	三一、三二四	五〇、五二〇	一九、一九六	二四	×	二	一	二、一六六	一、二七四	二四	一	一、二七五	一、二七九
拘留	四七	一	二八	四二	七四	一八〇	一、〇四四	三、二一〇		二、一六六	一、二七四	二四	一	一、二七五						
科料	五七〇	一	六五	八一	三四九	七七八	二一、三六二	三二、三六八	五三、七三〇	二一、三六二	三二、三六八	五三、七三〇								
合計	八六四	四四	七七	二一	五二	九	一	一、二七五	一、二七九	二一、五〇〇	三二、三九一	五三、七九一	七七	一	一三八	六一				
再犯以上	二九四				五三															
再犯計	一八六																			

備考　×印は時傳犯繁調なり

雜　報

○別房留置人減少に就ての注意

昨今別房留置人は減少し來り全國を通じ約六七千の範圍にして前年に比すれば二三千の減員を見るに至れりと雖も尙之を減少するの餘地方法なきに非ず、元來別房留置人なるものは刑法附則に依て別房に留置するの制を採れりと雖も本來より謂へば監獄に拘禁すべき性質のものに非ず、加之監視刑を執行するの間之を別房に留置したりと雖も其の附加刑滿期の際は再び社會に放出せざるを得ず、また今日別房留置人處遇の實況より之を見れば決して留置中本人の感化歸善を望み得べきに非ず、唯之に一定の勞役を授くるに過ぎざるのみ、社會保安の點より見るも多少の期間社會と離隔せしめたるが爲めに或は其間公安を維持し得べしと雖も結局は却て寧ろ惡化せしめて出獄するの狀態なるを以て公安維持に於て左程の利益あるに非ず、殊に裁判所の宣言に依り最早社會と離隔せしむるの必要なしとしたる主刑の滿期なるに於てをや、兎に角別房留置人を監獄に留置するは費用損たるを免かれざるのみならず、財政の窘縮は先づ此點より着手するの必要あれば成るべく各監獄に於て減少の方策を講ぜられんことを望む、其方策は次項揭載の警察署照會の煩を省けば自から減少するを得べきは必然なり

○監視執行の爲めに警察署に照會するを要せず

監視執行の爲めに住所の有無引取人の身元等に就て一々警察署に照會するの實例なりしが、主務省に於ては照會するの必要なしとの意見を有し住所は本人の申立に依り之を定めしめ監獄に於ては特に出獄保護の必要上之を他官衙に照會するは格別一般には直に出監せしむるも妨けなく又引取人に於ても同樣警察署に向て引取人諾否の如何を照會するに及ばず本人の書信に依り先方より承諾の旨返答ありたるときは直に出監せしむるも差支なしと謂ふ、之に就ては多分近日の內に一般に通牒を發せらるべし

○留置場費の創減に就て

國庫より警察署に向て償還すべき留置場費は司法省令を以て一人一日金貳拾錢と定められたるも貳拾錢の金額多きに失せりとは當局者一般の意嚮なるものゝ如し、今之に就て主務省の調査したる所に依れば賄費備品費雜費其の他直接本人に關する費用一切を合算して一日金拾五錢に當るの割合なり、故に主務省に於ては內務省と協議を經て拾五錢に減額せむとの詮議中なりと謂ふ若し此減額說にして行はるゝとせば留置人費總計二萬七千餘圓を減額し得べしとなり、何れ內務省との協議調はゞ省令を改正するに至るべく自然此際國庫より償還すべき日數計算方に就ても改むるの必要ありとて結局留置及拘禁の初日は一日として計算し出監の日は計算せずとの趣旨に改めらるべしと謂ふ、之にて從來往々二重拂の弊を矯むるを得るに至る

べしとなり

○拘留狀逮捕狀執行の爲めに警察署に宿泊したるときは監獄費の支辨に非ず

拘留狀逮捕狀を執行し監獄へ押送せむとする途中警察署に宿泊せしめたるときは即ち押送途中なるを以て警察費の支辨に屬し監獄費の負擔すべきものに非ず。然るに事實此等の費途に對し監獄費より支辨する向ありと謂ふ、念の爲め斯くは記し置くなり

○監獄本分監所在地の警察署には成るべく拘留囚及令狀發付に係る被告人を留置せしめざるを要す

警察署に拘留囚及令狀發付に係る被告人を留置するときは一人一日金貳拾錢を支拂はざる可からず、之を監獄に拘禁すとせば左程の費用を要せず、是も亦留置人費節約の一方法たり

○餘罪審理の爲に囚人を押送することあるを發見せり、即ち餘罪執行等の場合に於て此人員の訂正を正確に爲さゞるが爲めに常に前執行の罪名中に記入したるを以て斯くは相違を來たせりとの事にて全く主任者の粗漏と謂ふの外なし、局外者より觀察せば監獄統計の信を措き難きを喞つべく亦何等の辭を以て疏明すべきや、否局外者のみならず先づ記者自身も實は諸般の正確なる材料を監獄よりして採らむとするは多少心細く感ずる所なり、斯の如き踈漏は結局監獄全體の計數に於て疑を容れらるべき失態なれば吳々も一層綿密に注意されむことを主任者に望む

○囚人をして監獄報を印刷せしむ可からず

監獄官史の進退黜陟及行狀視察法等を記載したる監獄報は囚人をして見せしむ可きものに非ざるが故に從て監獄報は監獄に於て印刷すべからずとのことにて一般に通牒せらるべしと謂ふ、如何のものにや

○刑期計算に關する疑議

例へば前刑に重禁錮三年監視六月附加罰金拾五圓する時は必ず身分帳を添付すべし

如何なる場合と雖も（新受刑徒刑囚を集治監に押送するときは格別）囚人を押送するときは是非とも身分帳を添付せざる可からず、然るに餘罪審理等の爲めに他監獄に囚人を押送するときは刑事被告人として押送するが故か或は主任者の踈漏なるかは知らねど往々にして身分帳を添付せざる向ありと謂ふ、今日斯る監獄はあるまじと思へども現に其筋に向て上申したる向もありと謂ふ、主任者は決して斯る粗漏なき樣十分に注意すべきとなり

○統計主任への注意

統計主任者は正確に其數字を保つことに注意すべきは毎々唱ふる所なれども兎角に計數を粗漏に取扱ふの弊なきに非ず、主務省に於て現に本年一月より五月迄の月報罪名表を精査したるに附加刑の執行を遺るゝ罪の人員に就て著るしく民刑局調査の人員と差異あるを以て再調を加へたるに殆んど多數の監獄に於て共に同一の粗漏より誤謬に陷りたりと謂ふ

一、附加刑は主刑に通算すべきものに非ず

二、主刑が通算せらるゝ場合に在て前發罪の附加刑にして未執行に係るものは之を執行す可からず其執行を了りたるものは後發罪に同種の附加刑存する場合に限り之を該附加刑に通算すべきものとす

○七尾分監に幼年及未丁年囚を收容せらる

福井金澤富山三監獄の幼年及未丁年男囚約三十名を七尾分監に收容し特別監と爲すの詮議ありて準備も略整ひたれば來月一日より實施せらるべしと謂ふ、唐津分監も亦同じく近々の內に特別監として組織せらるべく昨今主務省に於て詮議中の趣な

り

○書籍の厚表裝とブリキの合鍵

五六月頃前橋監獄逃走したる四人渡邊金次郎は有名の惡漢にて其逃走術は某より差入たる書籍の厚表裝中にセンマイ樣の鋼鐵ありて之に依りて監房を切斷したりと稱せらる、本月十六日巢鴨を逃走したる四人は鍛冶工の四人と通じて房戸の合鍵を製し食器口より手を延べて其錠を外づしマンマと逃走を遂げたりと謂ふ、一般に檢束方は弛廢して、四五年前迄は何くも一々書籍の表紙を脫したるの例なりたるが何時しか自然に此慣例は破られて終に監房迄も破られる始末に到りたるなりと思はる

○第四回教務講究所協議事項

過般東京に於て開催せられたる第四回教務講究所の協議事項は左の如しと謂ふ

第四回教務講究所協議事項協議事項

一、分類教誨ノ最有効ナル分類方法

決　議

一犯由別教育別ヲ主トシ若シ之ヲ行フコト能ハサル場合ハ罪質別犯數別ニ據ル

二、病者教誨ノ際ニ於ケル注意ノ要點

決　議　本問題ハ參考ノ爲メ各員ノ意見ヲ聞キ屋ニ止メタリ

一輕症ノ時ヨリ漸次ニ宗教ノ妙旨ヲ味ハシムルコトニ努メ重症ニ及ヒテ殊更ニ諭示スルカ如ク感セシメサル樣注意スル事

二宗教篤信者ヲ看病夫ニ使用セハ自然ニ宗教ニ心掛ケシムルノ便アリ

三教誨師ト監獄醫ノ戮力協心トシ誘導スル事

四季節的ノ注意ヲ要スル例セハ夏時ニハ一般ノ病者ノ誤屈セルヘ教誨ヲ歡迎スルノ傾アリ然ルニ冬時ハ之レニ反スル事情アルヲ以テ試ミニ看病夫ヲシテ病者ノ意ヲ聽カシメ其希望ノ有無ヲ察スルヲ要ス

三、檀前教誨ノ方法

四、檀前遺喪忌日ノ讀經場處及教誨師ノ服裝ヲ一定スル事

右ニ問題一括シテ議ス

決　議

檀前教誨ノ方法

一場　所　教誨堂

二立會者　教誨師一同及看守長以上

三燒　香　教誨師次ニ上席立會官次ニ親近在監人總代

四讀　經　讀三寶偈　念佛　和讃　週向

五教　誨　教誨（御文章ヲ加フ）

六見　送　立會者一同門前迄

七服　裝　通常服

遺喪者教誨ノ方法

一場　所　教誨堂

二讀　經　五十三佛偈　念佛　週向

三燒　香　當該者

四教　誨　教誨（御文章ヲ加フ

五服　裝　通常服

忌日教誨ノ方法

一遺喪者教誨ノ方法ニ準シ出願ニ依リ之ヲ行フ

五、死病者ニ對スル教誨ノ方法

決　議

一每日必ス其居房ヲ訪問シ適宜教誨ヲ加フル事

（訪問ノ間斷アルハ疑懼ヲ生セシムルノ恐アリ）

二襲中佛ヲ房内ニ入レ拜禮セシムル事

三居房屢クレハ教誨師房内ニ對座シ居房狹隘ナレハ窓外ヨリ對話スルコト等ノ適宜トシ尙教誨開始ノ時期モ亦適宜トス

六、接見教誨ニ關スル方法

決　議

一親子夫婦兄弟姉妹其他必要ト認ムル者ニハ立會スル事

二接見ニ來レル人ニ對シ接見前ニ教誨師ヨリ接見時ノ心得方及ヒ接見談話中ニ突ユヘキ訓諭ノ要旨ヲ個人的ニ指示シ且接見後其狀況ニ依リ双方ノ者ニ懇篤教諭ヲ加フル事

三在監人ト家族ト親管ノ聯絡ヲ付クル事ニ努ムル事

七、初犯短刑類ニ特ニ教誨スルノ方法

決　議

一總ニ短刑期トハ三ケ月以下トナス

二每週一回以上特ニ教誨堂ニ引出シ之ヲ行フ事若シ教誨ヲ引出スコト能ハサル場合ハ工場又ハ適宜ノ場處ニ於テ行フモノトス

三晝夜分房ニ拘禁セル者ハ其房房ニ就キ之ヲ行フ（少數意見）入監時三日間每日教誨堂若クハ他ノ適宜ノ場處ニ於テ特ニ教誨ヲ加フル事

八、日曜日教誨施行上形式ニ關スル諸般ノ方法ヲ一定スル事

九、總テ教誨前ノ讀經ヲ一定スル事

右二問題ヲ一括シテ議ス

決　議

一讀　經　三誓偈　念佛　和讃　週向

二教誨時間　三十分內外

三服　裝　略正服

四立會者　看守長以上（室內禮）

五四人敬禮　自由體

一〇、宗教篤志者教誨ノ方法

決　議

名稱及ヒ方法ハ一定シ難キ事情アルヲ以テ各地適宜ニ之ヲ行フコトヲ必要ト認ム

一一、感化上有益ナル聖賢ノ金言及國體ヲ教誨堂且ニ各工場ニ揭示スル事

決　議

金言ノミ掲示スル事

（少數意見）一金言ノ一部ニ及ホシ圖畫ハ幼年囚監治人若クハ未丁年囚ニ限ル事

二金言圖畫共ニ之ヲ掲示スルハ不可ト認ム

三金言圖畫共ニ之ヲ掲示スルハ有益ト認ム

一二、在監人ヲシテ教誨ノ筆記及自己所感ノ記錄ヲ爲サシムルノ可否如何

決　議

不可トス

一三、書籍講讀ノ方法

決　議

方法ハ適宜トシ之ヲ行フコトヲ必要ト認ム

一四、幼年囚及懲治人其他ノ教育ニ關スル施行手續學科程度學年組織等ヲ一定スル事

一五、丁年者ニ對スル教育ノ方法

一六、無教育丁年囚ニ對スル簡便ナル教育方法

一七、未丁年累犯者教育方法

一八、幼年囚懲治人少數ナル監獄ハ分房ニ於テ教育ヲ施スノ可否如何

一九、丁年幼年囚及懲治人ニ唱歌ヲ教授スルノ可否如何

二〇、鰥寡者ニ假役後夜學ヲ爲サシムルノ可否如何

二一、修身科教授ハ教科書ニ依ルト口授ニ依ルトノ得失如何

二二、外國移住ノ志望アル者ニ對シ特ニ外國語ヲ教授スル事

三行狀簿ヲ要スル者

四四十歳以下ノモノ

一、一七項累犯者トシテ則ニ其方法ヲ定ムルヲ要セス

一、一八項ハ否決

一、一九項二〇項二二項ハ可ト認メ各監適宜ニ行フモノトス

一、二一項終身教授ハ教務所之ヲ擔當シ教科書ニ依ルト口授ニ依ルトハ隨意トス

二三、處罰因ニ書籍ヲ看讀セシムルノ可否如何

決　議

否トス

二四、階級制施行ノ監獄ニ在テハ書籍ノ讀讀ヲ階級ニ及ホスノ利害得失如何

決　議

制限ヲ利アリト認ム

二五、處罰後悔悟ノ狀ナキ者ニ或ル期間看讀書籍ヲ制限スルノ可否如何

決　議

制限ヲ立ツルヲ可ト認ム

二六、在監人看讀書籍不許ノ程度ヲ一定スル事

決　議

在監人看讀書籍否定標準

一情欲聯想ノ慶アルモノ

二輸贏○俠其他好奇心ヲ助長スルノ慶アルモノ

（右九問題一括シテ議ス）

決　議

一幾教育有ヲ左ノ三種ニ區別ス

甲　種　幼年囚　幼年懲治人

乙　種　未丁年囚

丙　種　丁年囚

一甲　種

一學年ヲ四學年トシ各學年ヲ前後二期ニ分ツ

二學科程度ハ改正小學校令第四條表（尋常科）第七號表（高等科）ヲ準用ス

三試驗ヲ分テ左ノ三種トス

一驗　定

二學　期

三退　學

一乙　種

一學科ハ修身國語算術トス

二學科程度學期及試驗ハ甲種ニ準ス

三既定ノ學科修了ノ者ハ中學程度ニ依リ補習セシム

一丙　種

一學科程度ハ處世上必要ノ初等教育ヲ授ケ學期ヲ六ケ月トス

二進捗標準左ノ如シ

一全ク無學ナルモノ

二前期一年以上ニシテ精到六ケ月以上ノモノ

三眞書ニ背戻シ社會ノ秩序ヲ紊亂スル慮アルモノ

四單ニ娛樂ニ止リ感化上毫モ益ナキモノ

五偽書讀刺ニ渉ルモノ

六迷信的思想ヲ惹起スル慮アルモノ

七同一種類ニ屬スルモノ

二七、書籍貸與上衛生ニ關スル注意如何

決　議（本問題ハ參考トシテ各員ノ意見ヲ聞置クコトニス）

一傳染性ノ病者ニ貸與スル書籍ハ別ニ備ヘ置キ他ノ書籍ト混セサル樣注意スル事

二病者ニ貸與スル書籍ハ或ハ部數ヲ限定シ醫務所ニ保管ヲ托スル事

三傳染性ノ病者ニ貸與セシ書籍ノ消毒ハ醫務所ニ一任スル事

四傳染性病者ニハ私本ヲ下附スルノ外官本ハ貸與セサル事

或ハ少數ノ官本ハ貸與スルモ私本ハ總テ下附セサル事

五鮮烈ナル傳染性病者ニ貸與セシ書籍ハ燒棄スル事

六官本私本ノ別ナク總テノ書籍ヲ特年暴中ニ於テ一回寃白射消毒ヲ行フ事（拘禁人員八百人位ノ監獄ナレハ三週間ヲ設セハ之ヲ行フコトヲ得ルノ實例アリ）

二八、讀書籍ノ附ノ方法

決　議

現今ノ實況ニ於テハ一定ヲ期シ難キ事情アルヲ以テ各監適宜トス

二九、交廻設備ノ方法

決　議

左ノ方法ニ據レハ之ヲ設備シ得ルモノト認ム

一官費ノ賄入ノ外有志同盟會ヲ組織シ汎ク寄附ヲ勸募シ之ヲ取纏メ納付スル事

二職員ノ場處ノ各監獄建物中ニ便宜ノ室ヲ選ヒ之レニ充テ可成增築ヲ避クル事

三〇、書籍縫製所設置ノ方法

決　議

各監適宜ノ方法ヲ講シ之レカ設備ヲ爲ス事

三一、感化上特ニ有益ナリト認ムル書籍ヲ知悉スルノ方法如何

決　議

各教誨師ニ於テ感化上特ニ有益ナル書籍ヲ認知シタル時ハ其都度書目代價批評等ヲ教誨時報ニ登載スル事

三二、出獄人ニ對スル行狀調査ノ方法

三三、幼年囚懲治人出獄ノ際ハ特ニ其保護者ヲ選定スル事

三四、出獄人ニシテ保護ヲ要スルモノハ歸住地ノ教誨師ニ保護ヲ委托スル事

（右三問題一括シテ議ス）

決　議

出獄人行狀調査ノ方法

第一調査スヘキ出獄人ノ種類

一特數及假出獄ヲ受ケタル者

二有資表者

三監學者

四其他特ニ必要ト認メタル者

第二調査ノ方法

一發　信

イ個人ノ性情ヲ審査シ適切ナル敎訓ヲ施ス事

ロ受信者宛名ハ本人若クハ其保護者ハ發信封皮ニハ敎誨師ノ姓名竝ニ監獄番地ヲ記シ獄名ヲ顯ハサヽル事

二訪　問

適當ノ處置ニ之ヲ爲ス

三囑　托

イ本人所屬ノ寺院及敎會若クハ歸住地附近ノ寺院及敎會ニ對シ左案ノ書面ヲ以テ敎訓ヲ依囑シ且其回答ヲ求ムルコト

拜啓今回某（市町郡村番地詳記）當監出獄相成候ニ付將來歸善ノ實効ヲ擧ケシムル爲懇篤御敎訓ヲ煩ハシ度候且其狀況ヲ承知致度候間御手數ナカラ左ノ項目ヲ御記載ノ上御回答被下度御依囑申上候

一敎訓ノ感否

二奉敎念ノ有无

三學業ノ狀況（未丁年以下ノモノ）

四職業ノ勉否

五家族ノ關係

六健康ノ狀況

ロ所屬本分寺院ノ歸住地ノ敎誨師ニ就賞況ヲ聲明ヲ

保護ヲ依頼スルコト

ハ警察署及市町村役場ヘ左ノ書式ノ取調方ヲ囑托スルコト

住　所　　姓　　名

右者何月何日當監獄ヨリ放逸ノ者ニ有之候處其身上承知致度候間別紙各項ヘ實況記載ノ上御證印相成度此段及照會候也

年月日　　監　獄　署

警察署市町村役場御中

（回答書ヲ印刷シテ添付ス）

御照會ニ依リ取調ノ上及回答候也

年月日　　警察署　市　町　村役場

何々監獄御中

取調事項

一出獄後ノ行狀

二出獄後ノ職業

三家族ノ關係

四親族ノ關係

五生計ノ狀況

六健康ノ狀況

七社交ノ狀況

入學業ノ狀況（未丁年以下ノ者）

ニ歸住地ノ有志慈善家ニ對シ保護ニ關スル依頼狀ヲ發スルコト

第三調査ノ期間及回數

一期間ハ三ケ年トス

二出獄後六ケ月毎ニ一回

三前項外別ニ出獄後一ケ月以内ニ一回

三五、敎誨原簿記載ニ關スル解釋ヲ一定スル事

四五、入監時敎育程度試驗ノ方法ヲ一定スル事

四六、入監時信敎ニ關スル調査ノ方法ヲ一定スル事

四七、出監時宗敎ノ信否及敎育ノ程度ヲ調査スル方法ヲ一定スル事

（右四問題ヲ一括シテ議ス）

決　議

一出監　滿期日ヲ記入スルコト

二監視　殘監視アルモノハ併記スルコト

三犯狀概略　判決謄本若クハ抄本ナキ時ハ本人申立ノ事實ヲ記入シ其由ヲ附記スルコト

四資　産

有資産　中等以上ノ生活ナナシ得ルニ足ルヘキ動産不動産又ハ其一ヲ有スルモノ例セハ國稅五圓以上ヲ納ムル者現在同居ノ家族ニシテ生活程度ヲ同フスルモノハ所有主ニアラサルモ同一トス以上之レニ〇フ

稍有資産　中等ノ生活ナナシ得ルニ足ルヘキ動産不動産又ハ其一ヲ有スルモノ例セハ國稅參圓以上ヲ納ムル者

無資産　動産不動産ノ幾分ヲ有スルモ生活ノ資ニ不充

分ナルモノ例セハ參圓以下ノ國稅ヲ納メ又ハ之ヲ納メサルモ他ノ扶助ニ賴ラサル者

赤貧　全ク動產不動產ヲ有セス生活ニ困難セルモノ但シ他ノ扶助ニ賴ル者

五親屬　實父母繼父母生存者ハ氏名及年齡ヲ若シ死亡シタル者ハ其死亡年月日記入シ置クコト

生計

富饒　國稅五圓以上ヲ納ムル者ノ類

普通　國稅三圓以上ヲ納ムル者ノ類

困難　生活上他ノ扶助ニ賴ル者ノ類

行狀

眞　普通以上ノ者

否　犯罪等ノ行爲アリシ者

兄弟姉妹配偶子女　氏名ヲ記入スルコト

六宗門

神道ノ中ニハ神道、神宮教、天理教、大社教、扶桑教、大成教、實行教、黒住教、修成派、神習教、御嶽教、御歧教、神理教、金光教ノ十四教派ヲ別記スルコト

但シ維信教ノ中天理教、黒住教、金光教、盛門教ノ四教派ヲ除ク

七信仰

雜信教ノ下現世ノ福祉云々トアルハ公認ニ非ラサル宗教類似ノモノヲ云フ

入教育

一在學期間ニハ自何年何月何日至何年何月何日ト記入ス

二出監後ノ狀況欄ニハ出監後行狀調査ノ結果ニ依リ相當ノ記入ヲ爲シ且報告例第廿九表ノ結果ヲモ記入スルモノトス

就學原簿

別紙樣式ノ通

三八、新受刑者ニ就キ犯由生育宗教教育ト犯罪ノ關係表ヲ調製シテハ如何

三九、放免者ニ就キ在監中ノ行狀信仰ノ異動學力ノ進否ト改悛徵候ノ關係表ヲ調製シテハ如何

（右二問題一トシテ議ス）

決　議

追テ調製スル事

四〇、出獄後ノ狀況調査ニ關スル成績表ヲ調製シテハ如何

決　議

追テ調製スル事

四一、放免者ノ教誨原簿ヲ教務所ニ保管スルノ可否如何

決　議

放免者ノ教誨原簿ハ教務所ニ保管スルノ必要アルモノト認ム

決　議

一定スルノ必要ナキモノト認ム

四三、身分報知表ニ記入スル範圍ノ狀況ハ如何

決　議

各監ノ實況ヲ開取ルニ止ム

四四、身分表ノ性質宗教教育等ノ記入ハ教務所ノ取調ヲ以テ第一課ニ於テ記載スル材料ニ供スル事

決　議

各監ノ實況ヲ開取ノミニ止ム

四八、懲罰表ニ意見記入方如何

決　議

各員ノ意見ヲ開取ルニ止ム其ノ意見左ノ如シ

一平素ノ行狀ニ依リ又ハ犯行ニ關シ意見ヲ記入スル事

二懲罰執行中每日教誨ヲ加ヘ其教誨ニ對スル感否ノ狀況ヲ記入スルコト

四九、教誨堂ニ於ケル犯則ハ可成制裁ヲ加ヘサル方針ヲ執ルハ感化上得策ナリヤ否ヤ

決　議

各員ノ意見ヲ開取ルニ止ム其意見左ノ如シ

一教誨堂ハ監獄内ニ在ルモ別天地タラシメンコトヲ望ム放ニ可成制裁ヲ加ヘサルヲ可トス

二教誨中ト雖制罰ノ執行ヲ停止セルニアラサルヲ以テ制裁ヲ加ヘサルヲ得ス

三重大ナル犯行ヲ除クノ外ハ可成制裁ヲ加ヘサルヲ可トス

四教誨堂ニ於テハ睡眠ノ如キ輕微ナル犯行ノ外不眞ノ行爲アリシ事實極メテ稀ナルヲ以テ之ヲ議スルノ必

教育程度ノ試驗ハ國語及漢文等ニ依リ檢定スルコト

九特　技

本藥一人前以上ノ技量アル者及他ノ特技ヲ記スルコト

十飮　酒

定量アル者　其ノ時若クハ量ヲ定メテ飮用スル者

定量ナキ者　其ノ時若クハ量ヲ定メス飮用スル者

但各項トモ酒量ヲ併記スルコト

十一在監時

刑期四分ノ三ヲ記入シ置クコト

十二出監時

一信仰異動　出監時ノ教誨ニ於テ認定スルコト

二學力進否　就學者ハ規定ノ試驗成績ヲ以テシ他ハ記載例ニ依ルコト

三六、就學人名簿及出監人名簿ニ關スル解釋ヲ一定スル事

三七、就學原簿ヲ起案スル事

（右二問題ヲ一括シテ議ス）

決　議

就學人名簿ニ關スル解釋

一入學時教育程度欄ニハ何學年相當ト記入ス

二氏名欄ニハ入監順ニ氏名ヲ記入シ學年試驗ヲ了ヘタル者ハ其欄內ニ相當ノ符號ヲ附スル事

三採點ハ十點トス

四學年ヲ二期ニ分ヲ前期後期トス

出監人名簿ニ關スル解釋

要ナシ

五〇、信書取扱ニ關スル方法如何

決　各監適宜トス

五一、囚人處遇上階級ヲ設クルノ感化上得失如何

決　不可ト認ム

五二、在監人ノ分類ニ對シ有益ナル方法

決　宿題トシ他日講究スルモノトス

典獄　　教務所長　　教師

| | | |

學日	事故	不就學數	賞罰	賞罰	賞罰	賞罰	賞罰	賞罰	賞罰	賞罰	賞罰
		其他									
	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク

摘要欄ニハ試驗不合格ノタメ學期延長等ノ事故ヲ記入スヘシ

○事故錄

八月二十四日　福島監獄に赤痢患者一名發生
同　二十五日　午前五時土浦分監に於て工場内織上げ機臺に巻付けある木綿約三寸尺宛のもの二反を窃取せられるを發見す尚檢務所に於ても感傳電氣器外二品同時に窃取せらる
九月一日　福島に三名赤痢患者發生　之にて合計四名なり
九月二日　本年度兒島監獄に於ての赤痢患者同日迄の合計二十五名内疑似症一名なりと謂ふ此内死亡四名にして他は全快す
九月七日　三浦典獄赤痢に罹り入院本月二十日頃退院とのこと
九月十日　東京監獄に鹽沢新患者一名發生

○白耳義に於ける刑罰及監獄の組織の現況

第壹章　監獄組織

第一、一八七〇年五月四日の法律の規定に曰く、懲役及禁錮の刑に處するには監獄の狀況の許す限り分房制に依る可しと。由是觀之、晝夜共に罪人を各別の監房に拘禁するは自由刑執行の法定制度なり。

第二、一八七〇年の法律に於て、自由刑の執行に就て分房制を採るを定め、而も『監獄の狀況の許す限り』との制限を附したる所以のものは、當時監房の數のなほ不足する所ありしに依る。一八六九年十二月三十一日の調査に依れば、當時男房二千七百〇一、女房五百六十七にして、而して分房制に基き既に建造せられ又は現に建造せられつゝありし監獄の數は拾九個なりき、其後更に分房制に依れる六個の監獄の增築あり、一八九八年十二月三十一日の調査に於て、監房の總數は四三八六に上れり（男房三七八九、女房五九七）

現今舊制の監獄にして遺存するもの四個に過ぎず。「ブリュッセル」「ニヴェール」「チュルンフート」「アウデネールデ」是なり。政府は此四個のものをも之を廢して更に代ふるに分房制の監獄を以てせん事を決定したり。此新監獄に設けらるる可き監房の數は男房六五〇女房一四五なり。

別に「ガン」の中央監獄あり。此監獄は前世紀の未造の建築にかゝり、（一七七二年建造の命令出て、一七七五年に竣工したり）。夜間分房の設備あるも晝間は在監人を雜居せしむるの仕組なり。すべて八區より成り、其一區は既に分房制に改築せられ一四五個の監房を有す。

第三、精神又は身體の健康上の理由よりして分房に收容するを不可とす可き罪囚徒に對しては、之を「ガン」の中央監獄に送致し、特にそれらの者の爲に設備せらるゝ共同監房に入らしむ。只重罪犯と輕罪犯とは之を區別す。他の監獄に於ても女囚に對しては共同監房の設あり、その女囚の數は極めて少數なり。

一八九八年十二月三十一日の調査に依れば、總在監者四千七百四人にして、内分房に在る者三六七七（男三三三九、女三三八）、共同監房に在る者一〇二七（男九五七、女七〇）なり。而して共同監房に在る者の内、男一四〇人女一人は身體又は精神の健康上より別房收容を不可とせられたるもの、或は十年間別房に在りたる後共同監房を選擇して在監するものなり（第五參照）。

第四、一八七〇年の法律は、別房に於て刑の執行を受けたる者に對して、宣告せられたる刑期に比例し刑期を輕減するの規定を設く。此の比例

は刑期の長きに從ひて其輕減の度を增すものにして、則次の如し。

第一年間に對しては十二分の三の比例とは、但最初の一ヶ月は輕減せず、第二月より順次輕減す。

第二、三、四、五年間に對しては十二分の四。第六、七、八、九年間に對しては十二分の五。第十、十一、十二年間に對しては十二分の六。第十三、十四年間に對しては十二分の七。第十五、十六年間に對しては十二分の八。第十七、十八、十九及第二十年間に對しては十二分の九。第五、有期刑の普通の場合に於ける最長期は二十年なり、而して輕減制に從へは別房在監の九年九ヶ月十二日となる。

猶、一八七〇年の法律に依れは、無期刑を宣告せられたる者は先つ最初の十年間別房に於て刑の執行を受く。此十年經過後に於てなほ引續き別房を採るか又は共同監房を欲するかに就て選擇をなすを得。

此選擇の實際の結果は次の如し。

一八七〇年より一八九八年にいたる間に於て此選擇をなしたる者すへて一三二人（內、女三人）、而して引續き別房を望みし者九五人、共同監房を望みし者三七人。

されと此選擇をなしたる後、共同監房を望みし者の內六人は更に別房を望み、別房を望みし者の內三人は共同監房を望み、結局、別房九八人共同監房三四人となりたり。百分比例を以て示さは七四と二六の割合なり。

第六、監獄は之を別ちて二となす、一はプリゾン（サントラール）にして刑の宣告を受けたる者のみを收容す、他はプリゾン（コンアール）監獄にして刑の宣告を受けたる者の外、司法及新政の諸官廳の處分に依る監禁者を收容す。

第七、刑法の規定に依れは、重懲役の刑を執行するは重懲役場に於てし、輕懲役の刑を執行するは輕懲役場に於てし（一四條）、又禁錮の刑を執行するは禁錮場に於てし（二十六條）、拘留の刑を執行するは政府に於て指定したる監獄に於てす（二十九條）。

されと、分房制を採用する事となり、各監房か一の監獄たるか如き狀況に至りてよりは、刑法の規定する所の區別は嚴格に遵奉せらるゝ所にあらす、又男囚に關して重罪犯人と輕罪犯人とは之を相異りたる建物中に收容するを常とすると雖、これとても固より多くの例外あるを免れす。

第八、中央監獄（「ルーヴァン」及「ガン」）に於ては、重罪犯人（重懲役及輕懲役）及長期の輕罪犯人を收容す。女囚に關しては別に中央監獄を設けす、「ナミュール」に於て特に女子に對する監獄ありしも、一八七一年に廢せられたり。則、女囚は重罪犯の場合と雖之を地方監獄に收容し、又一般に宣告地の監獄に於てす。

地方監獄に於ては刑事被告人其他司法上の命令により監禁せらるゝ者の外、第一、違警罪犯輕罪犯及重罪犯の女子、第二、違警罪犯及輕罪犯の男子を收容す。

地方監獄に犯罪人を分配するには次の如き概則に依て之をなす。先つ刑は刑を宣告したる地の監獄に於て之を執行す。監留場（メーソン・ダレ）（郡プロンデュスマ）の首市に於ける監獄（メーソン・ドゥ・シーレー）に於ては三年以下の刑を執行し、拘禁場（郡プロンデュス）の首市に於ける監獄）に於ては五年以下の刑を執行す。例外として五年以上の刑を執行する事ありと雖、五年以上の刑は中央監獄に於てするを原則とす。

第九、「ガン」の中央監獄に於ては成年者監禁の地域と全く相離れて一地域を區劃し、以て十八歲以下の少年の收容に充つ。則十六歲以下の少年に在りては一ヶ月以上の刑を受くる者、十六歲以上十八歲以下の少年に在りては六ヶ月以上の刑を受くる惡少年を收容す。

一八九一年十一月二十七日の法律に依れは、裁判所は十八歲以下の犯罪人に對して、刑の滿期後成年に至る迄猶之を留置する事を言渡すを得。此法律に依て留置を命せられたる者は、其受けたる刑の如何に拘はらす、すべて「ガン」の中央監獄內に特に少年のために設けられたる地域に之を收容す。

少年囚か此少年監獄內に於て廿一歲に達する時は之を別房に移す、刑期長くして而も改悛の見

込少なき者に對しては、十八歲に達したる後直ちに之を別房に移すを得。

第十、白耳義に於ける現在監獄の數二十九。則廿六個の司法區域各一の監獄を有し（「ブリュッセル」區は特に二）、加ふるに「ガン」及「ルーヴァン」の中央監獄を以てす。

第十一、一八九八年十二月三十一日の調査に依れば、在監人總數四七〇四にして男囚四二九六、女囚四〇八。

中央監獄在監者一三四〇（「ガン」八二四、「ルーヴァン」五一六）、內重罪犯五五六、輕罪犯五三九、及「ガン」に於ける惡少年二四五。

地方監獄在監者三三六四、內男囚二九五六、女囚四〇八。

第二章　管理

第十二、白耳義の監獄はすべて國家に屬し、監獄管理は一に政府に於て之を主る。

監獄行政は、司法大臣を中心とし、大臣の下に監獄總長（ザレクトー・ジェネラル）ありて之を主管す。

此中央權力の下に監獄監督局ありて三部に別ち。第一部は會計及建築の事項を除く一切の事を掌る、第二部は會計、第三部は建物の改良修繕。

各部に一人の長官を置く、監獄監督官の職務は、すべて監獄官吏の職權濫用を監視し、監獄事務に關する改良方策其他監獄行政に關する事項を調査し、之を主務大臣に報告するに在り、若し監獄官吏の職權濫用が重大にして且現在なる場合に於ては、自己の命令を以て之を差止むる事を得、但此命令は書面を以てする事を要す。

第十三、各監獄に一の委員會を置く、其委員は王より任命せられたる委員（監獄に依り或は三人、六人或は九人）、其（アロンディスマン）郡の檢事、軍事裁判所ある地に於ては其裁判所長及町長より成る、すべて無給とは、なほ王によりて任命せられ有給なる書記一名を附す。

此委員會は會計事務を除き一般の事務に關して監督の事を掌る。其他場合に依り行政上の命令權を有し、法規に依て定められたる範圍內に於て決定の權を有す。（例へは在監人訪問の許可、

被告人に對する金錢の差入、監獄の書庫に備附なき書籍を監內に許可する事に關し此權を行ふ。）

第十四、上に白耳義の監獄かすべて中央政府に依て支配せらるといひしは、第一章に於て說明したる營造物則刑の執行に關する營造物に就て之を述べたるなり。

この狹義に於ける監獄の外に、町村の拘禁場及憲兵屯所內の拘禁場あり。これらの拘禁場は一般に一時拘禁場と稱せられ、こゝに拘禁せらるゝは地方警察の手段により一時拘禁せらるゝ者、現行犯に依りて逮捕せられ急に裁判所に於て訊問するの手運に至り居らさる者、一の憲兵屯所より他の屯所へ送致の途に在る者是なり。

これら營造物の建造及維持は町村若は縣の負擔なり、其監督は地方團體及憲兵の司令官に屬し、國家は別に干涉する所なし。

監獄行政を中央權力によりて統一したる結果は頗る喜ふ可きものあり。其主たる效果として、第一、規則の統一を得たる結果刑罰執行の均一なるを得、同種の犯罪に對して刑罰の不公平なるの弊を避くるを得、又吏員に於て刑罰執行に際し不法の行爲ある時は直ちに且正確に之を知る事を得、以て職權濫用を矯むるの方法をして充分其效を奏せしむるを得。次に之を財政の點よりも見るも國庫に對し大なる利益あり。

第三章　規律

第十六、別房制は其性質上すべての在監人に均一なる規律を課し得ると共に、地方に於ては刑事被告人のために監獄の秩序と安寧とを害するなくして能く減輕の方法を施し得るの制なり。又犯罪人か刑を中央監獄に於て受くるか又は地方監獄に於て受くるかに從て或程度迄犯人により て所刑の方法を異にする事をも得。

當局者は短期の刑の執行を更に峻ならしめ、累犯の犯罪人を更に嚴に處罰するの方法を講し、此目的よりして刑三ヶ月以下の囚徒、及刑三ヶ月以上一ヶ年以下の囚徒にして此處刑以前三年內に禁錮の刑を受けたる事ある者に對して酒保の利用を禁したり。酒保の利用の禁止は酒保に

於て販賣する物品（殊に食物及煙草）は通信用の物品、糸、針及鹽の外すへて之を禁止するに在り。

議會は累紀者に對し監獄内に特別の組織を設くるの議案の提出を受けたり。其特別の制度とは主として食物及瞳眠方法に關す、此方法は、男子の犯罪人にして重懲役輕懲役若は輕罪犯にして禁錮の刑を受けたる事ある者か、其出獄後三年内に又罪を犯し其刑期六ヶ月を超過せさる場合に適用す可きものとせらる。

第十七、規律違反の刑は典獄に於て之を宣告す。事の輕懲なる時は單に譴責に過さすと雖、然らさる時は、

第一、勞作、讀書、酒保、訪問、通信の禁止或は曩に與へられたる賞與の剝奪。

第二、通常の別房に於て只麵麭と水のみを與ふる事、但此懲罰を三日以上課する時は隔日に普通の食事を與ふ。

第三、暗室拘禁、但麵麭及水の懲罰を附課する事あり。

第四、慰安を採るの方法を許し、書籍、手工具其他の物品を供與する事。

監獄内の善行は特赦又は條件附放免の要件の一なり。

（未完）

○萬國監獄會議議事要錄

事は少く古りたれど千九百年白耳義國伯律悉府に開かれたる第六回万國會議の要項を左に摘譯して同人諸士の參考に供す、原著は米國派遣參列員サミュエル、パーロー氏の報告書にして政府の命に依り本年出版したるものとす（譯者印南生）

第二部　監獄管理法

會頭　和蘭海牙府監獄監閣官　ジェー、シモン、ヴァン、デル、アー

委員　監獄事務官　デー、ドリル

同　露國彼得堡監獄事務官　デユプイ

同　佛國巴里府　フリードリツヒ、フオン、エンゲルベルヒ

同　獨逸國巴丁府　アンゲ、ヴアルデマル、セベリン、フロム

同　丁抹國ダブリン府監獄局長　ジエー、ピー、ギツボンス

同　瑞西ベルン府監獄局長　ジエー、ヴヰ、フルビン

同　ブルヒ典獄　ドブリ、ミンユツフ

同　バルガリヤ　ソフヰア　水

同　日本監獄事務官　小河滋二郎

同　瑞典監獄事務官　カール、エル、バルム

書記　斯德堡典獄　エルチスト、ベルトランド

書記補助同　白耳義伯律悉府　ベリム夫人

書記補助同　ボルゲルホツフ夫人

監獄衛生

第一問

（イ）監獄の衛生醫務は如何なる原則の上に成立すべきや

（ロ）如何にして囚人の身體及精神の健康を保全するを得べきや

（ハ）囚人の食料被服作業及懲罰に對する監獄醫の權限範圍如何

本問の發議者たりし白耳義國ルーヴアン監獄醫ヴヰクトル、デルマーセル氏は簡約なる一の報告書を以て監獄醫たる者の責任を論じ其の趣味多くして興快を感ずるの職務たるを切論し、醫務は決して監獄行刑の趣旨と相反するものに非ず共に一致

中央監獄に於て典獄は十四日を越えさる期間内に於て暗室拘禁を命する事を得。此期間以上拘禁するの要ありと認むるときは委員會の承認を經さる可からす、委員會は此期間を一ヶ月迄延長するを得。

地方監獄に於ては普通監房に於ける麵麭及水の懲罰及暗室拘禁は九日を超ゆるを得す、又すへて三日を超ゆる處罰は委員會の承認を經さる可からす。

若し囚徒の行爲か刑法に觸るゝものなる時は、典獄はその重罪なるか又は輕罪なるかを判定し、調書を作成して檢事局に送附し、檢事局に於て裁判の期日を定む。

第十八、善行、則、勞作又は學校に於ける勤勉、熱心、進歩其他の善行に就て、典獄は別房制の本質を害する事なくして而も其苦役を融和す可き恩典を附與す。

第一、特別の勞作を課する事。

第二、通信恩典の範圍を擴張する事。

第三、褒賞を許す事、但運動場に於ては之を

して活動するを得べき所以を證明せり、殊に監獄醫は醫療の上に於て刑罰と勘なからざる關係を有し囚人の改善感化と同一歩調を採るを要すべきなりと謂ふの一點に至ては言々大に味ふべきものなくんばあらず、自由刑は即ち自由の褫奪に在り、デルマーセル氏は曰く是れ實に病囚を遇する治療上の必要條件にして且又傳染性病毒を杜絶するの手段たり、實に自由褫奪は一面に於て醫治上監獄醫の天使とも稱す可からずや、之を是れ察せずして俗物徒らに醫治と刑罰との不一致を說く、彼等は眞に醫治と刑罰との智識を喪失したる者と謂ふべきなり、唯當さに憂ふべきは不德不正の生活に依て毀はれたる精神及身體上の狀態を放免時に當ては一層強く一層純粹に之を社會に放出するを努むべきのみ、此觀念の下に於て監獄衛生として構造換氣溫度射光消毒等種々なる點に向て保健上常に注意を加へざる可からず、學術及實際の經驗より得たる各種の手段は之を監獄內に適用して以て監獄內に起り易き感染の危險を防遏せざる可からず、即ち傳染性疾病の離隔及消毒は最に之を勵行すべきなり

と雖も要するに病囚取扱の點に至ては監獄醫は獨立したる權能を有し其の囚人の衛生健康に關する事項に就ては典獄と商議する所あるべしとの說に歸せり、而して費府のドクトル、チヤツピン氏は病囚を治するよりも身神の害毒を豫防するの遙に容易に且經濟的なるを指示せり

ボーデオークス監獄醫ドクトル、ダウツセー氏は彼の長るべき結核性病毒に對する文明國の企畫したる戰爭狀態を說き獨り囚人のみならず官吏看護人迄を侵害するの慘狀は既に監獄醫の普く熟知する所とす、公衆衛生は勿論此疾患に對し注意する所あると同時に殊に監獄衛生は一層之に對するの戰鬪力を倍增するの準備あるを要す云々

リーグ大學敎授チリー氏は曰く結核性囚人は宜く特別病院に交付すべし何となれば監獄內に於ては到底適當なる治療法を講ずること能はざればなりと

茲に於てか主題者アルベルト、リピエール氏は遽然此說を斥けて曰く是れ實に問題の範圍を超へたるものにして茲に於て討議するの限りに非ず若し眞に特別病院に交付するを可とせば次回に於て更に之を討議すれば可なりと謂ひ、氏の意見は結局監獄內に於ての結核性患者は之を病監に收容し特別の注意を施すべしと謂ふに在り

近時歐洲に於て軍備の熾なるものあるが爲めに續て起るべき問題は軍醫は在職中若くは罷役後監獄醫として採用すべきや否やの點に關し討議ありたるも實際軍備の比較的尠なき米國に於ては痛痒を感ずること少きを以て茲に之を省略す以上必要なる問題に對し熱心なる討議の結果リピエール氏發聲の委員會報告は僅少の修正を加へて決議せり

決議

(一)　監獄醫務は各國の特別規程と能く相一致し現役及罷役中の軍醫若くは普通醫にして精神病學の素養ある者に依て始めて能く整理せらるべきものとす

監獄醫は其患者にして疑ありと認めたる時は政府承認の精神病學者と協商する所あるべし監獄に專屬せしむる所の醫師は或國に於ける大監獄に對しては利益あるべしと雖も之を以する所あるべく、結核性疾患の如きは監獄の一大汚點にして之を拂拭するに非ずんば到底監獄衛生の完美及刑罰の眞趣を期する能はざるなり云々と論せり

伊國ネープルス府のベンタ博士は監獄醫は獨り病者の疾病豫防及治療に從事するのみならず尙囚人の體質心性を研究し且分類せんが爲めに人類學の方面に向て傾注する所なかる可からずと說き、米國費府のドクトル、チヤツピン氏も亦同じく監獄は刑事學を研究し矯正する能はざる犯人と偶發犯人との區別に就て注意する所あるを要すと辯ぜり

茲に於て常議委員會報告者の一人は非常なる熱心を以て監獄醫は精神病學の素養あるものたるを要し少くとも普通に囚人の精神病的狀態なるや否やを鑑識するの明あるべく之に依て相當の取扱を爲すべき丈の準備ある者たらざる可からず、固より一層困難なる場合に在ては政府の承認に係る經驗ある精神病學者に依托せざる可からずと說明報告せり

監獄醫の權限問題に對しては各種の異論起りたり

寄書

○階級制を論して賞表の全廢に及ぶ

肯水生

階級制の實行如何に就ては、近時大に議論あるか如し、余輩監獄協會員たるもの、亦聊か一言を呈し、當局諸君の參考に資するは、敢て無用の事にあらざるべし、我國の監獄をして、悉く分房制を採用し、之に對する設備經營も、亦分房監として完備せしものありとせば、何人も階級制を試むる人なく、又階級制を布くの餘地もなかるべし、然れども今日我國の監獄は、不完全なる雜居制にして、行刑の實質を擧くるに便法なきは、當局諸君の大に苦しまるゝ處たるは、多少監獄の智識を有するものゝ、等しく認めて躊躇なき處なり、夫れかあらぬか余輩の聞く所に依れば、作年二月關西地方の典獄は、愛知に集會し、討論の末、殆んど滿場一致を以て、階級制の實行を決議したりと云へば、關西地方の監獄は、此の決議に基き、何れも階級制を實行し居らるべし、然るに昨年末に至り、階級制非難の聲は地を捲ひて起り、當局諸君の中には、爲めに逡巡顧慮、之に處するの方途に迷ひ居る感あるにあらざるか、今日の監獄現狀に鑑み、當局諸君か階級制を採用せらるゝ苦衷は、余輩も大に同感同情を表する處にして、或格段なる制度の見出さるゝ迄は、尙ほ此方法を持續するは、又止むを得ざる事にして、不完全なる監獄を渡され、之に向つて多少の功を收めんとするには、階級制も時に取つて、行刑上適當の方法なりと云はざるべからず、然るに一たび非難の聲に驚き、或は之を廢し、或は廢せざるも、最初の如く熱心ならすと云ふか如きことあらんか、最初より階級制を布かざるの勝れるに如かず、又之を難するものも、階級制に伴ふ一部分の方法手段を非認したるものもあるか如し、余輩も亦其の必要なき增衣增食の如きは、非難者と同しく之を非難せざるを得ざるも、一部分の缺失を見て、其全體を非認するものにあらす、其の缺失は之を補ひ、其瑕瑾は之を改め、

(二) 長期刑囚に對しては個人に對し精神及體力の保全に關する各種の指示を與ふべし、此定時の訪問は全囚に對して施こすを要し且同時に道德思想の發揚に就て注意する所あるべし（例へば講談、說明書及アルコール中毒の畫表等の如き）

監獄醫は殊に一層流行病傳染病及結核性病毒の豫防に對して注意するを要す

監獄醫は成るべく司獄官會議に出席せられんことを希望す

(三) 監獄醫は病囚醫療上の注意及其取扱に關する方法規定に就ては獨立したる職權を有し、其衛生の點に於て構造（食料被服作業懲罰等）に關する事項は宜く協商立策する所あるべし

實驗に實驗を積み、益々之を確實に施行し、階級制の實功を擧けん事は、余輩か當局諸君に望待する處にして、又當局諸君か最初より其の成功に、多大の希望を囑せられし事ならんと察せらる、然るに施行後未だ一年ならさるに、其の實功を見すして頓挫せば、其の朝令暮改は兎も角も、當局諸君か殆んと一年に近き苦心を、放擲するの無意味なるを慨せさるを得す、余輩は寧ろ百尺竿頭一步を進め、階級制を以て改善を促かす唯一の要具たらしめんことを要求す、而して其方法たる左の如くすれば則ち庶幾んか、

先つ階級の數は、監房工場等の都合に由り三乃至五となす、而して階級に從ひ、監房工場は勿論、入浴敎誨其他診察理髮等、苟も多人數集合せしむる場合は、必之を區別すべし、新入者は初め最下級に編入し、其行狀の修まるに從ひ、逐々上級に進むることゝし、又上級にあるも其れに編入し置くの價値なきものは、相當の降級をなさしむ、其進級及降級は、何れも受持看守の視察表を基本とし、尙ほ他の意見を參考し、司獄官會議に於て之

を審査決定し、其審査は各刑期により、相當の期間を定め、例へは刑期六ヶ月未滿のものは、一ヶ月一回審査、一ヶ年未滿のものは二ヶ月一回、五年未滿のものは三ヶ月一回等となす、又審査は採點法による、例へば獄則謹守、作業勉勵、改悛の狀顯著なるものを百點とし、其中獄則紀律に關する事項は滿點を二十點、親屬故舊に對する事項は同二十點、何々事項は何點とし、各事項總計二十點を得るものは第二級に入れ、四十點を得るものは第三級、何點は何級、而して百點を最上級とす、且毎事項四點以上に上らざれば、假令總計貳拾點以上を得るも、第二級以上に進むを得ず、而して各自の階級は襟番號の上に表記するを要す、是れ其梗概なるも、詳細に至ては一樣に定め難し、當局諸君の時に隨ひ、處に隨つて宜きに處せられんことを望む、要するに疎より密に入り、漸次に之を誘導開發し、其進級も一級は一級より重く、且精密に調査するなり、

之を實行すれば、下級に在るもの他が續々進級するを見て不謹愼に安する能はす、彼等一旦進級すれば、必其位置を失はざらんことを期し益謹愼すべし、又數百の囚人に對し、各自に階級を付すること故、其誤謬なきを期する爲め、司獄者が彼等の行狀視察の上に、一層注意を深くするに至るべく、且此階級制は順序的に進むもの故、現行の賞表制に比すれば僥倖者少かるべし、或は曰はん、唯階級を付し襟に票章するのみにては、到底彼等の意を動かすに足らずと、然れとも彼等入監の上は、是非改悛すべき義務ありて、或る頑迷者の外は、必ず進級に汲々たるべし、況んや司獄者よりも、常に其進級を促し、下級は恥辱なることを說諭して止まざるをや、先年某監獄は、襟番號に普通數字のみを記すべきを、特に累犯者に對し數字の下に號字を加へしかば、彼等は大に之を意とし、忽ち、「號付」なる通稱あるを致せりと云ふ、今其番號の上に、一級二級等の文字を票記するは、以て目を仄たしむるに至るべし、又或は曰はん、階級制の如きは今日に於て已に陳腐に屬せりと、然れども聞く處に由れば、過般新設の川越幼年監に於ても、懲治人中比較的謹愼者を拔んで、或は別室に寢臥せしめ、或は構外に散步せしめ、矢張一個の階級らしく施行しつゝありと云ふ、此幼年監は、當該官の新理想を實施しつゝあるものならん、而るに尙ほ彼の如くなれば、囚人にも之を施行して差支なかるべきなり、

予輩は既に階級制の待遇別異に不同意なるを以て、私に亦現行監獄則の賞表制を非難するものなり、蓋は此の賞表制に附隨せる優遇條件が、有害のものに非れば、無益のものにあらさるかの感あるを以てなり、第一衣類雜具は成るべく良品を貸與すとあるも、監獄は唯規定により、各在監人の使用に耐ふるものを貸與するまでにて、格別善美のものあることなし、予輩の聞く處によれば、各監獄に於て、仕立卸しの衣服は、剛くして着心地惡しゝとて、引替を乞ふものありと、果して然らば、優遇は却て彼等に、一種の苦痛を與ふるものにあらざるか、書信は一ヶ月二通之を爲すとを許すとあるも、書信は親屬故舊の思念を起さしむる爲めに、成るべく頻々發せしむるを要するもの故、有賞表者にのみ發信の數を多くする理由なく、且累犯者に至ては發信せよと命するも、反て發信を嫌ふもの多ければ、其度數を多くするも、優遇の實を表はすものに非らす、入容は尋常囚人に先たしむることあるべしとあるも、先に入るも後に入るも、彼等は左程意に留めざる如し、殊に「先たしむることあるべし」の文意は、確定の語に非るを以て、此等の規定は殆んと益なきか如し、增築を給すとあるも、此は劣等の人種を益々墮劣に導くものにして、且衛生の上に於ても大に害あり、右の中前三條件は、有賞表者に優遇を感せしむるに足らす、後の一條件は、殊に增築を以て誘導せんとする方法なれば、人を待つの道に非さるべし、尙一條件、工錢を增給すとあり、有賞表者なりとて之を增給する必要なきが如し、元來工錢給與の理由は、種々あるべきも、其主なるものは、一は作業奬勵の爲めに、他は出獄後生計の資に供せしむる爲なるへし、此理由は各囚人に於て異る處なし、賞表の有無に由て其給與を增減すべからす、且夫、行狀善良のものに賞表を與へて之を奬勵するは、惡しきことには非るべきも、如何せん今の

賞表制は、獄則謹守。作業勉勵、改悛の行爲あるものと確認せられざれば、容易に與へられざるが故に、多少の改悛に志あるものも、其間の道遠く、中途にて廢するもの多きが如し、凡そ人を誘導するは漸を以てするを要す、而るに小善は取らず、小良は擧げず、獄則謹守、作業勉勵、改悛確認に至らされば、之を賞章する能はずとせば、是れ誘導の順序を失ひたるものに非すや、

以上の如く、現行の賞表制は、杜撰粗漏なる突飛的のものにして、順序的のものにあらず、故に予輩は此賞表制を廢し、之れに替ゆるに、完全なる階級制を以てせんことは、時機に適する萬全の策ならんと信す、然れども予輩は、階級制を以て如何なる設備經營の上に立てらるゝ監獄にも、適當したる方法なりと云ふにあらず、個人的處遇をなし能はざるの、我國今日の監獄現狀に顧みて、暫らく斯の如き說を主張するも、亦止を得ざるなり、

○所感と希望

在名古屋監獄　細野樂齋

山の美を問へば曰く、俊靈巍々として九天を摩し、然白扇を倒懸するが如き奠峯峰あり、水の美を問へば曰く、渺范浩蕩たる琵琶湖あり、然れど峨々たる俊靈浩々たる湖水にして實價なからむには誰か之を賞譽せん

不肖樂齋上官の命を蒙り本年春期川越幼年監に趣き數日早崎典獄の指示を得て可憐なる幼兒と同寢同食するを得たるは幸中の幸にして多年の宿志を達したる心地せり因て聊か其所感と希望を記して同志の士に告げむとす余は三月十七日午后一時十五分川越幼年監の門前に到着す劈頭一番に（開門して門扇を閉鎖せざるを觀て）典獄の胸裡に餘地あると待遇上に一層の趣味あるならむと景慕したりき余が想慕に違はず、翌十八日午後一時頃本監浦和より來至せられ應接所にて面謁するに溫乎たる容姿實に掬すべく稟乎たる威風誠に敬すべし一擧一動一言一句余が腦裏に印せざるなし

夫れ一家團欒として夫婦相ひ和合し四目相見て兩立ツて吳れよがしと言ぬばかりに懇はるゝ心底は自然顏是なき幼兒の腦裡に映し父母を慕ふ幼兒も流るゝ涙を隱して學校用具を肩に掛け頑惡無習の拘兒も宛然に遜ぎし後を顧みて愧ずる心を寫出すは誠意の注射にして一層の興味を含有するものと言ふべし

而して朝食終れば暫時運動場に出て體操をなし午前入時より敎場に入れ敎授せらるゝ其管理法に至りては聊か間然する處なきにあらざるも之は他日に讓る事とし午食後の遊戲運動夜間の講讀會の如きも忌憚なく言はしむれば是亦贅言なきにあらざるも創立の際なれば遠慮する事とす兎に角誠意周到上下一致して職務に熱心なるは他山の石として仰慕止む能はざる所なり其他身上諸表及待遇法方の如きは一々枚擧に暇へざれば茲に中止す上來は余が皮相的所感にして輿論の秘訣は所謂る以心傳心そ其の人にあらざれば心眼に映せず唯願くは國家の爲否斯道の爲効果の高且つ深ならむ事を（此より余が希望の一端を陳て賢明なる同志者の一考を煩す）

心了悟し以て用を爲す之を不言の言と云ひ之を一身同體と言ふ營々として家事に拮据者內外の事を分擔し辛苦を共にし樂事を同するは恰も天然の塞暑晴雨を共にするが如く毫も厚薄の別なく苦樂は一家の苦樂にして人の苦樂にあらず既に家人同感の苦樂にして其間に一點の挾むものなきは實に一家團欒の幸福にして其光輝の爛漫たる金剛石の相映ずるが如く洋々たる快樂は家人の均霑する所にて爐邊の談茶は其露の如く手製の團子は無上の美味を呈し滿門の至樂は他人の知らざる所にて家族の同く享る所となり談笑の聲は自から一種の音樂となり同一の遊戲を幾度び繰返すも更に倦むなく光彩輝々として愛情親密なる閨室に五十有四人の幼兒を收容者深愛なる和氣を注射つゝあるは第一室にして乃ち疇昔の川越支署なりき

早崎典獄は起床早々室內を自ら掃除し頑是なき兒童に掃除の仕樣より顏の洗ひ方御飯の喫方箸の上げ落し茶椀の扱ひ膳の出方まで一々心を注ぎ辛き味噌汁を嘗つゝ我子の如く兒童の心を汲み嗚呼最愛なる汝等よ他日は必ず天晴立派な男となり世よ

余が記憶に存する統計に由るも犯罪は無敎育に起因するは識者の是認する處にして名古屋監獄の如き未丁年者一二〇有餘人の內尋常小學全科卒業者は十分の一幼年懲治五三の內一丁字を知らざる者三分の二强これ論より證據なり然り而して是等の窮兒は皆父兄に捨られ襁褓父母に追放せられ賴るべき親兄若くは遺兒にして貧民の巢に入り不良の習慣に感染し飢寒之を驅ッて乞食若くは紙屑拾の群に陷らしめ終に掏摸窃盜と變化し（東京下谷萬年町名古屋市水車町）世を害し人を傷ふは識者諸君の旣に熟知せらるゝ所なり其爲す所は實に惡むべしと雖ども境遇その者が彼等を驅ッて茲に至らしめたる所以を考ふれば人誰か哀憐の情を惹起せざらむ況や師となり弟として常に敎養するに當り一片の憫哀一滴の淚なからむ而して是等の窮兒を敎養し且つ其心の靈極に一觸して猝然變豹せしむるは一大事業にして難事中の難事なれど誠意忠實之に加ふるに燃るが如き熱心と放免後の處置とを以てせば何の難き事か之あらむ去りながら此等は中々官吏的根性や敎員的性根にては及ぶ所にあらず之れ余が常に說を隔てゝ痒を搔く思ひをなす所以にして禿筆を弄して希望を開陳者大方の笑を招く一大原因なり

古言に非常の勳勞には非常の報酬ありと謂ふも人間の弱點として此等の定規に契ふ人物を索るに至難なれば乞ふ之を一轉して（我田引水の叱責を免れず）先づ其待遇を厚くせむことを願に普通小學敎員の如きは恩給又年久加俸あり然るに監獄敎師の如きは此等の設備なく亦其待遇の如きも一尋常小學校長に劣るあるも優るゝ無きを以て如何して天眞爛漫たる活る敎師を得て重且つ大なる責任を負はしめむ是れ余が包藏なく露骨的に斯道の爲忌憚なく開陳する所以なり乞余が不遜を叱責せず考慮一番あらむことを

然らば如何して可ならむ宜しく其待遇を厚くし敎師をして或は父兄となり或は校友となり或は保母となり時には彼等が自負心より生ずる談話を聞きて賞譽し又無邪氣なる遊戲の友となりて造次の間に誘引し同寢同食の穀那に簇をなして家庭の美風を造り敎養と家庭と兩ッ相待ちて併び進まば其効果を奏するあらむ然るに敎師は敎場以外は其擔當或は受持看守に一任して顧ず擔當看守は日中工場の監督をわらば吾が能事足れりとして夜勤看守に讓るが如き欛子扱ひは返て日中活る敎師が燃る熱心を以て精魂を凝して敎養したる美風も鹽吹せる良心も押殺して邪曲の性根を培養し遊情の根性を發芽し其停止する處なきにらむ

覩よ急激なる速度を以て長足の發進をなしつゝあるも幼年若しくは未丁年犯罪者を今にして之を感化し之を滅却する實を講ぜざれば五十年百年の後には如何なる害毒を波及するかを今說幸に幼年監獄の設備成り敎師の設あるは斯道の一大進歩なりとは雖ども未だ緖を陽てゝ痒を搔くの感なきにあらざれば更に希望を開陳して同志に告げざるを得ず幸に名古屋監獄は　森典獄殿の銳意熱心に賴り大に改良を加へ齊時の面目を革新せる就中幼年監の如きは一層の改良を加へ蟲峰の胴きに至らざるも其麓に到着せむとするあるは之れ余が幸福にして他日大方の諸氏に報ずるあらむとす

漫錄

○風聞錄

途聽子

△岳洋先生暑休を利用して幼年犯罪論を著す斯界の爲努めたりと謂ふ可し

△警監學校廢止の說あり廢止必ずしも憂ふべきに非ず後圖を其れ奈何せむ

△學校の無償額を請る者あれども兎に角監獄界は學校の爲に負ふ所大なり

△學校に多くの望を屬する者抑誤れり僅に斯道の素養を作るものとせば可

△然れども學校の組織如何に依ては其材を作る除地なきに非ず畢竟誤れり

△留岡家庭學校長感化生を伴て英國に航す感化生は所謂富貴者の子心に銘

△爲權威不屈爲富貴不奪とは頑固者流の嘘言畢竟徒輩世渡術解する能はず

△權威の前には七重八重にも膝を折れ富貴の前には唾せらるゝも厭ふ勿れ

△此敎訓立身者の須臾も忘る可からざる所而して富貴から生じて人亦尊重

△世に多少名望を有する者の入監は必ず同僚中敗德者を出す亦是一試驗石

△收賄貪利拜金の子弟は頻々教育家慈善家の手に依て擠出せむ後世眞可畏

△教育者及官吏は收賄を逢み慈善家名を衒て富を貪る世の中は文明の假面

△口に感化矯正を唱へたる監獄吏員にして敗德漢あり矯正法知るべきのみ

△慈善の名ある感化院は富を造り院生の旅費もて洋行をも企つ射利的感化

△監獄改善とは常套陋面も一面に囚人は益々增加して監房狹隘を告ぐとは

△監獄改善とは何するものぞ結局事務の整理に汲々たりとは眼界極て狹少

△犯罪の增減に着目して一國の刑事政策を論究する底の人物の乏きを如何

△立法者空論を弄し判官法條末節に泥み監獄官俗務に齷齪す犯罪增加無疑

△如斯社會凡の物をして腐敗の極に達せしめよ何れの日か廓清の期あらむ

廣告

故樺戸監獄在勤草刈次郎君の靈前に香花料として金拾九圓を供せり、今茲に遺族者の領收證及贈與者の芳名を掲ぐ

三十六年九月　　發起人

證

一金拾四圓五拾錢也
一金四圓五拾錢也
右正に領收仕候也

（樺戸監獄鈴木重靜君取扱の分）
（印南於菟吉君取扱の分）

草刈サヲ

贈與者氏名目錄

小河滋二郎君　杉野喜精君　森田重行君　佐藤元次郎君
高屋常三郎君　渡邊武直君　坪井直彥君　山縣齊高君
古野嵩央君　三池俱君　山崎正君　石澤謹吾君
神尾虎之助君　木名瀨禮助君　奥村嗣次郎君
以上金壹圓宛
高畑甚次郎君　宗像覺馬君　橋本利邦君　尾原勘作君
羽村就久君　肥後正彥君　大貫忠直君　印南於菟吉君
以上金五拾錢宛

廣告

故金澤監獄在勤小島義則の弔慰金に就ては豫て本誌に廣告致置候得共或は御承知無之御方も可有之　從て集金甚だ僅少の次第に付御同意の御方は前例通り下名へ御送金相煩度此段特に得貴意候也

三十六年九月　　印南於菟吉

追て從來の集金は第一回として本月下旬に先方に送附の見込に御坐候右爲念申添候也

發行人兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞
發行所　東京市麹町區飯田町五丁目卅二番地　監獄協會
印刷所　東京市麹町區內幸町一丁目五番地　惠愛堂
明治三十六年九月二十日